

三、参議院水産委員長報告(十二月六日)

○小林孝平君 只今議題となりました昭和二十九年の台風による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案につきまして、委員会における審議の経過並びにその結果を御報告申し上げます。

先ず提案の理由について申し上げます。

本年八月以降、数次に亘つて台風が我が国を襲い、各地に多大の人的、物的損害の発生を見るに至つたのであります。即ち八月十八日、十九日に、主として中国、九州地方を襲つた台風第五号を初めとして、九月上旬、中旬に前後して台風第十二号及び第十三号が中国、九州地方を再び襲い、引続き九月中旬に、主として東海地方を中心として台風第十四号が襲来し、最後に九月二十五日、二十六日にかけて台風第十五号が北海道を中心として全国各地に亘り猛威を振り、本年最大の被害をもたらしております。これら屢次に亘る台風による被害のうち、漁業関係におきましては、漁港、漁船、漁具、養殖施設等につき甚大な被害を受け、そのうち特に被害が著しかったものは、漁船及び漁具であり、地域としては北海道、殊に台風によつて発生した火災により全滅した岩内町並びに四国及び瀬戸内海沿岸であります。これら甚大な被害の状況に鑑み、これら台風によつて著しい被害を受けた漁業者及び水産業協同組合に対し、この際、低利の復旧資金の融通を促進する措置を講ずることが緊急に必要となつたというのが本法律案提出の理由であります。

次に、この法律案の内容について申し上げます。台風によりその所

有する漁船、漁具、又は政令で定めるその他の施設が沈没し、滅失し、或いは損壊したため著しい損失を受けた漁業者又は水産業協同組合に対して、農林中央金庫その他の金融機関が漁船、漁具又はその他の施設の復旧資金並びにこれらの施設が復旧されるまでの間における特定の着業資金を融通する場合に、地方公共団体は金融機関に対して五分の利子補給を行うこと、並びに漁船については六割、その他の施設については五割の損失補償を行い、国は地方公共団体に対して、利子補給については二分五厘に相当する額までを補助し、損失補償については漁船に係る資金の三割、その他の施設に係る資金の二割五分にそれぞれ相当する額を加えた額を限度として補助を行うことにいたしております。

又この法律の対象となる復旧資金は、貸付をなす者一人につき一千万円以内であつて、償還期限が一年以上五年以内、利率が年六分五厘以内のもので、昭和三十年六月三十日までに貸付ける資金であります。なお、政府が都道府県に対し補助する対象となる復旧資金の総額は、十五億円を限度といたしております。その他これに関連して、金融機関の債権回収義務、地方公共団体への納付金、並びに地方公共団体から政府への納付金等に関する規定を設けております。

又一方、附則において、昭和二十八年台風第二号による被害農家及び被害漁家に対する資金の融通に関する特別措置法、並びに昭和二十八年六月及び七月の水害並びに同年八月及び九月の風水害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置法の、そ

れぞれの法律の一部を改正し、漁業協同組合その他の金融機関が、これらの法律の被害漁家又は被害漁業者で再び昭和二十九年の台風によつて連続的に被害を受けた者に対し、その者が貸付を受けている経営資金の償還に充てるための資金として、昭和三十年三月三十一日までに貸付ける資金を、これらの法律における経営資金とみなす旨の規定を設け、実質上償還期限を延期する措置を講じております。

以上が本法律案の内容であります。委員会におきましては、政府当局より詳細な説明を聞きまして後、質疑応答を重ねて慎重審議をいたしました。質疑応答のうち主なるものを一、二申上げますと、千田委員より、「本法によつて今回の台風による漁業者の損失は全部救済できるか。又毎年台風の襲来を見て、その都度特別措置法を制定しているが、明年度も台風被害が予想されるので、この際政府は根本的に災害対策を樹立し、その復旧に関する基本的な恒久立法を行う意思はないか」との質問に対し、「漁船、漁具、及びその他の施設等については、ほぼ全部救済が可能であり、又本法によるもののほか、農林漁業金融公庫からの融資についても目下検討中である。災害救済の基本的な立法については、その必要性について全く同感であり、研究はしているが、現在は未確定である」との答弁がありました。

その他詳細につきましては、会議録によつて御覧下さることをお願いいたします。

質疑を打ち切り、討論に入りましたところ、千田委員より賛成意

昭和二十九年の台風による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法

見の開陳がありましたほか、他に発言もなく、かくて討論を終結し採決を行いましたところ、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。



### ◎水稻健苗育成施設普及促進法

(昭和二九、二二、一五法二二三)(衆)

#### 一、提案理由(十二月二日)

○佐藤(洋)委員 たいま議題となりました水稻健苗育成施設普及促進法案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。米の生産を増加いたしますことは、わが国における国内食糧自給度の向上及び国際収支の改善等経済自立上、喫緊の要件でありますとともに、農家経済の安定上からもきわめて重要な施策であることはいまさら申し上げるまでもないところであります。

わが国における米の主要生産地帯であります北海道、東北等寒高冷地域の稲作は、その生育期間の気温が低く、かつまた、積雪多量などのため、稲の生育期間が短かい上に、夏期の低温及び冷水灌漑等により、受精障害並びに生育遅延による登熟の障害を起しやすく、冷害を受ける危険が多分にあり、水田の生産力は不安定でありますとともに、またはなほ低位であります。また、これらの気象的条件により、水田の利用率は低く、経済的にもはなほ立ち遅れの状況を来しているであります。これらの地域の稲作を安定し、その増産をはかりますための耕種法改善策としては、第一に早播、早植により健苗の育成をはかることがきわめて必要であることは周知の通りであります。幸い健苗の育成につきましては、農家の

たゆまざる努力とこれに対する農業技術者の協力によりまして、温床苗しろ、保温折衷苗しろのごとき画期的な育苗方法の研究完成を見、これに対する数年間の熱心な奨励と国の助成により、著しい普及を見るに至つたのであります。特に昭和二十八、二十九年冷害に際し、この苗しろによつたものはその効果を一段と發揮し、米の生産増加と減産防止に著しい効果を収めて参つた次第であります。

しかしながらこれが普及状況をいかに検討いたしますと、水稻の健苗育成施設の実施を最も必要とする寒高冷地域に対する普及度はいまだ不十分であり、かつこの地域の農家の経済力は一般に低位にありますので、この地域に対しましては、今後重点的かつ計画的に、一層の普及の促進をはかりますことが刻下の急務であると考へられるのであります。

かような事情にかんがみ、今後一貫した計画のもとに、これらの適応地域に対し、健苗育成施設の普及促進をはからんとするのが本法案を提出するに至つた理由でございます。

以下、この法案の内容について概略御説明申し上げます。第一は、水稻健苗育成施設の普及を必要とする地域及び地区の指定でありまして、農林大臣は、積雪はなほだしくまたは水稻の生育期間における気温もしくは水温が著しく低いために、その区域内の稲作が不安定または低位である都道府県の区域の全部または一部を寒高冷地域として指定し、この指定に基づき、都道府県知事は管内市町村の区域の全部または一部を寒高冷地区として指定することに

より、水稻健苗育成施設の普及を重点的かつ計画的に実施し、事業を効果的に遂行しようとするものであります。

第二は、水稻健苗育成施設普及計画の樹立であります。寒高冷地区の指定を受けた市町村長は、農業委員会の意見を聞いて水稻健苗育成施設の普及計画を定め、都道府県知事に提出しますとともに、都道府県知事は市町村の普及計画を参酌して都道府県の普及計画を樹立し、農林大臣に提出し、農林大臣は都道府県知事の計画を参酌して国の計画を定めることとしようとするものであります。しかして、水稻健苗育成施設の普及促進は、この計画に準拠して行われることになるのであります。

第三は、国の普及計画実施のため必要な経費の予算への計上と、補助金の交付奨励措置または指導監督の助成でありまして、政府をして、都道府県に対し市町村が水稻健苗育成施設の普及計画を実施する農家の資材購入に対して補助するのに要する経費の全部または一部を都道府県が市町村に対し補助するための経費並びに都道府県が当該都道府県の普及計画を実施するために必要な経費に対し補助金を交付せしめますとともに、普及計画を実施するために必要な資金のあつせん等、事業施行に必要な諸般の措置を講ぜしめようとするものであります。

なお、本法の有効期限は一応これを昭和三十五年三月三十一日までといたしております。

以上が本法案の内容の概要であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御賛成を得られますよう切望する次第であります。

#### 水稻健苗育成施設普及促進法

#### 二、衆議院農林委員長報告(十二月三日)

(北海道における国有林野の風書木等の売払代金の納付に関する特別措置法(昭二九一法二二八)の委員長報告と一括して掲載)

#### 三、参議院農林委員長報告(十二月六日)

○森八三一君 只今議題となりました農林関係の二つの法律案について、農林委員会における審査の経過及び結果を報告いたします。

先ず衆議院議員佐藤洋之助君ほか二十四名の提出にかかる水稻健苗育成施設普及促進法案について報告をいたします。

この法律案は、米の増産を図ることは、我が国経済自立のため、或いは又農家経済安定のため喫緊の要務であり、而して我が国の主要米産地である北海道及び東北地方等は寒高冷地帯に属して冷害をこうむる危険が多く、ために水田の生産力は不安定且つ低位であつて、かかる地域における稲作の安定と増産を図るためには、健苗の育成が極めて必要であり、健苗育成については温床苗代或いは保温折衷苗代のような育苗方法が考案せられ、これが奨励助成の結果、最近著しい普及を見るに至り、近年の低温寡照の異常天候に際し、米の生産維持、或いは減産防止に顕著な効果を収めたのであります。併しながらこれが普及の状況を仔細に検討するに、かかる施設の実施を真に必要とする地域においては、農家の経済力が一般に低い等のため、その普及は不十分であつて、今後かかる地域に対して重点的、且つ計画的にこれが普及を図ることが刻下の急務であるとの見



解の下に、寒高冷地域における水稲健苗育成施設、即ち保温折衷苗代或いは温床苗代の普及を促進し、寒高冷地域における水稲作の安定と増産を図らんとする目的を以て提案せられたものであります。而して本法律案の内容の骨子とするところは概略次のようであります。即ち第一は、保温折衷苗代或いは温床苗代等の健苗育成施設の普及を必要とする寒高冷地域及び寒高冷地区の指定であります。農林大臣は気候等の関係から水稲作が不安定又は低位である都道府県の区域の全部又は一部を寒高冷地域として指定し、次いでその地域の指定を受けた都道府県の知事は、その地域内の市町村の区域の全部又は一部を寒高冷地区として指定し、かかる措置によつて水稲健苗育成施設の普及を重点的且つ計画的に実施することとしよるとするのであります。第二は、水稲健苗育成施設普及計画の策定でありまして、寒高冷地区の指定を受けた市町村長は、農業委員会の意見を聞いて、その市町村の普及計画を定めて、これを都道府県知事に提出し、都道府県知事は市町村の普及計画を参酌して、その都道府県の普及計画を定め、これを農林大臣に提出し、農林大臣は都道府県知事の計画を参酌して国の計画を定め、而してこれらの計画に準拠して施設の普及の促進を図らうとするのであります。第三は、国の予算的措置及び国の助成でありまして、政府は毎年度国の財政の許す範囲内において、国の普及計画を実施するために必要な経費を予算に計上しなければならないこととし、政府は農家の資材購入費及び都道府県における普及計画の実施に要する経費を補助し、且つ普及計画を実施するために必要な資金を斡旋する等の助成

適切であるが、所期する成果を収めるためには、先ず以てこれが実施のため必要な予算的裏付けが確立されなければならないとして、特に大蔵当局の出席を求め、その所見が質されましたところ、政府委員大蔵省主計局原次長から「国会において法律が制定されれば、これを尊重して措置しなければならぬと思う。併し我々の見解においては、健苗育成施設は広く普及して、すでに奨励の段階を過ぎているものと見られる事実を考えなければならぬ、今後真に普及を必要とするものを対象とすべきである。かかる見地において、本法案の有効期限を五カ年と規定されているのは長いように思う。又、衆議院農林委員会の附帯決議によるように昭和三十年度の経費を本年度予算費によつて措置することは、否とは言わないが至難であつて、本年度に期待をかけることはむずかしいと考えている」という趣旨の答弁があり、かかる答弁に対して更に、期限の問題等についてはここで十分検討する時間的余裕を持たないが、政府において予算的措置を講ずる場合は、関係各省十分協議の上遺憾なく措置するよう要望せられたのであります。

かくして質疑を終り討論に入りましたところ、松浦委員から、「本法律案が政府から提案せられなかつたことは遺憾である、健苗育成施設の普及の現状において、更にこれが普及を促進するため努力を要するのであつて、本法律案に賛成である。而して本法実施のための予算的裏付けを確定するため、次のような即ち、

「本法の施行に當つて、政府は、衆議院農林委員会における附帯決議を確実に実行すること」。

措置を講ずることになつており、更に、本法は昭和三十五年三月三十一日限り失効する限時法となつております。

なお、衆議院農林委員会におきまして次のような附帯決議が行われているのであります。これはあとに述べます当農林委員会の審査に關係がありますので、ここで御紹介いたしておきたいと存じます。即ち、

本事業の完璧を期するためには、予算措置を明確にすることが肝要である。

よつて政府は、本法施行に當り、左記方針を体していかなく措置すべきである。

記

- 一、普及促進に関する五ヶ年計画に基き、毎年度、年次計画達成に必要な苗代面積二十万坪以上につき助成措置を講ずること。
- 二、昭和三十年度の本施設の実施に必要な経費は出来るだけ十九年度中にこれを措置すること。

委員会におきましては、先ず提案者代表及び政府当局との間に質疑に入り、保温折衷苗代及びこれが資材等の問題、その他諸般の事項についてはいろいろな質疑がかわされたのであります。これが詳細については会議録に譲ることを御了承願ひたいのであります。なかならず最も問題になりましたのは、本法律案に対する予算的裏付けに關してでありまして、健苗育成施設の効果の顕著であることは周知の事実であつて、これが普及を促進するため本法律案の趣旨は

「この附帯決議を行いたい」旨の發議があり、かくして討論を終り採決に入りましたところ、全会一致を以て衆議院送付案に松浦委員提案による附帯決議を付して可決すべきものと決定いたしました。

次に、内閣提出にかかる北海道における国有林野の風害木の売却代金の納付に關する特別措置法案について申し上げます。

本特別措置法案は、北海道において本年五月及び九月の暴風雨によつて生じた国有林野の風害木等を緊急に処理し、併せて災害を受けた北海道の市町村の急速な復旧を図るため、これら災害を受けた市町村に対するそれらの風害木の売却に關して、代金の納付等について特例を設けるため提出されたのであります。その内容の骨子とするところは、大要次のようであります。

即ち第一は、本法の適用の対象でありまして、それは北海道の市町村で昭和二十九年四月一日以降発生した災害により、その区域内において災害救助法に基いて救助が行われたものに対し、被害を受けた公用又は公共用の施設の復旧、被害者を収容するための公営住宅の建設及び被害者の住宅、農林漁業施設の復旧資材としてその被害者に売却すため等に必要ないわゆる風倒木及びこれを材料とする製品であります。第二は、売却代金の延納等の特別措置でありまして、それは担保の提供を免除し、利息を附さないで三年以内の延納の特約をすることができるとしてあります。なお、右の延納の特約は、昭和三十一年四月一日以降はできないこととなつております。第三は、本法施行以前に行われた本法に該當する売却契約の取



扱いであります。これについて農林大臣は契約の条件を変更して、本法の恩恵に浴せしむることにしております。

委員会におきましては、政府より提案の理由を聞き、質疑に入り、本法の内容及び運用等に関する諸般の事項について審議せられたのであります。特に本法の適用範囲を北海道の市町村に限定した理由及びこれを内地における該当市町村に及ぼすことの当否、特約による売却風書木の用途について、農林漁業施設用のみならず、これを中小企業施設用にも拡大することの当否、被害木処理に当つて、被害農家の労力の活用、売却価格の決定及び全国的木材の需給調整等が問題になり、慎重審議が行われましたが、その詳細は会議録に譲ることを御了承願いたします。

かくて質疑を終り討論に入りましたところ、岸委員から次のような、即ち

本法律案に関連して、政府は速かに次の事項を検討し、その結果に基づいて適切な措置を講ずべきである。

一、本法の適用対象となる市町村を独り北海道の市町村にのみ限定することなくその他の地帯の市町村にも及ぼすこととする。

一、本法第一項第二号の適用対象施設として農林漁業施設にのみ限定することなく有要適切な中小企業用施設にも及ぼすこととする。

という附帯決議の動議が提出せられ、他に発言もなく討論を終り、採決に入り、全会一致を以て岸委員提案の附帯決議を付して衆

議院送付案通り可決すべきものと決定した次第であります。以上、御報告いたします。

### ◎昭和二十九年八月及び九月における風水害に伴う中小企業信用保険法の特例に関する法律

(昭和二九、一一、一五法二二四)(衆)

#### 一、提案理由(十二月五日)

○永井委員 昭和二十九年八月及び九月における風水害に伴う中小企業信用保険法の特例に関する法律案の提案理由を御説明いたします。

本年八月及び九月におきましてわが国を襲いました十五号を初めとする台風は、中小企業者にとりまして少からぬ損害を与えたのであります。このうち商工業関係におきましては、約百二十億円の巨額に上っております。言うまでもなくわが国経済に占める中小企業の地位はきわめて重いのでありまして、これが育成強化は喫緊事でありまして、特に最近における中小企業の窮迫は、はなはだしく大きいものであります。関係上、中小企業金融の円滑化は強く推進されなければならぬと考へるのであります。中小企業信用保険制度は、このような中小企業に対する融資の促進を目的として強力な役割を果しているのであります。さきに述べました本年八月及び九月の台風による中小企業者の損失に対処するには、特にこの信用保

昭和二十九年八月及び九月における風水害に伴う中小企業信用保険法の特例に関する法律

險制度を活用して行かなければならないと存するのであります。

次にこの法案の概要を御説明申し上げます。この法律におきましては、被害中小企業者とその再建資金につきまして、金融機関から融資を受けた場合、あるいは信用保証協会の保証を受けた場合におきまして、金融機関または保証協会がその貸付金を付保した場合、保険金の保険価格に対する割合を一般の中小企業信用保険の場合に比して、一〇％引き上げるとともに、保険料率の三分の一を引き下げようとしたのであります。また、この場合におきまして、都道府県は保険料の額の二分の一以上の額を金融機関または保証協会に補給するようにするとともに、この特例法によりまして赤字が生じた場合には、一般会計から中小企業信用保険特別会計に繰入れを行うこととしたのであります。

以上がこの法律案の提案の理由とその概要でございます。何とぞ慎重御審議の上、御賛同あらんことをお願い申し上げます。

#### 二、衆議院通商産業委員長報告(十二月六日)

○小平久雄君 たいま議題となりました昭和二十九年八月及び九月における風水害に伴う中小企業信用保険法の特例に関する法律案について、通商産業委員会における審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

本年八月及び九月におきましてわが国を襲いました十五号を初めとする台風は、中小企業者にとりまして少からぬ損害を与えたので



ありますが、このうち商工業関係におきましては約百二十億円の巨額にのぼっております。中小企業信用保険制度は中小企業に対する融資の促進を目的として強力な役割を果しているものでありますが、今次風水害に対しましては本法の例外措置を活用して行かなければならないと存するのであります。

次に、この法案の概要を御説明申し上げます。すなわち、被害中小企業者がその再建資金につきまして金融機関から融資を受けた場合あるいは信用保証協会の保証を受けた場合におきまして、金融機関または保証協会がその貸付金を付保した場合、保険金の保険価格に対する割合を一般の中小企業信用保険の場合に比して一〇%引上げるとともに、保険料率の三分の一を引下げようとしたし、さらに、この場合におきまして、都道府県は保険料の額の二分の一以上の額を金融機関または保証協会に補給するとともに、この特例法によりまして、赤字が生じた場合には一般会計から中小企業信用保険特別会計に繰入れを行うこととしたのであります。

本法案は、大西禎夫君外八十八名より提出、四日当委員会に付託となり、五日提出者を代表し社会党永井勝次郎君より提案の理由を聴取、質疑討論を省略、採決いたしましたところ、全会一致をもつて可決したのであります。

右御報告申し上げます。

### 三、参議院通商産業委員長報告(十二月六日)

○西川弥平治君 只今議題となりました昭和二十九年八月及び九月

における風水害に伴う中小企業信用保険法の特例に関する法律案につきまして、通商産業委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

御承知の通り、中小企業信用保険は、中小企業に対する信用の補強を目的とした制度であります。本年八月及び九月の台風による被害中小企業者の復旧を促進するため、本制度の活用が必要となつていますので、ここに衆議院議員大西禎夫君ほか八十八名により、本法案の提出を見ました。

本法案は、昨年の特別措置と同様に、被害中小企業者が、再建資金を銀行から受けた場合、又は信用保証協会の保証を受けた場合に、その貸付金に対する政府の填補率を、一般信用保険に比べて、それら一〇%だけ引上げ、且つ、保険料率を一分だけ下げて、年二分といたしております。又、この場合におきまして、都道府県又は市町村は、保険料の額の二分の一以上を銀行等又は保証協会に補給すると共に、本特例法により赤字を生じたときは、一般会計から中小企業信用保険特別会計に繰入れることによりまして、

委員会では、提案者の一人、永井衆議院議員より説明を聞き、同君並びに政府当局に質疑を重ね、極めて慎重に審議いたしました。質疑により判明した二、三の点を申し上げます。本法案は北海道岩内の大火にも適用されること、本法案によつて本年度は別に予算を必要とせず、保険契約限度の拡張も要しないことであります。

質疑を終り、討論に入りましたところ、西川委員より、「本案は前に可決した風水害による被害中小企業者に対する資金の融通に関する

る特別措置法案と一体をなすべきものであり、従つて、その際の附帯決議が本法施行の際にも適用されることを期待して賛成する」旨の発言があり、栗山、石川両委員は、「本法案のごときは、元来風水害による特例にあらずして、一般化すべきもの」との意見を付して賛成、又、小松、加藤の両委員からも賛成討論があり、かくして討論を終り、採決いたしましたところ、全会一致を以て本法案は可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。



### ◎日本国有鉄道法の一部を改正する法律

(昭和二九、一一、一五法二二五)(参)

#### 一、提案理由(十二月六日)

○大和興一君 只今議題となりました日本国有鉄道法の一部を改正する法律案につき、提案者を代表いたしまして提案理由を簡単に御説明申し上げます。

現行日本国有鉄道法におきましては、国有鉄道の職員は、地方公共団体の議会の議員(町村を除く)を兼ねることが禁止されているのでありますが、かかる措置は実情に副い得ないものがあり、且つ憲法によつて保障された公民権である被選挙権を不当に制限している虞れがあると考えられるのであります。

即ち第一に、国有鉄道職員の居住状況を見ますと、全国を一貫する龐大なる輸送業務に携わっている関係から、分岐駅、操車場、工場或いは一定距離間に所在する組成駅等においては、その構内に幾多の業務機関が設置され、当該市町村における職員居住の割合は他に比して極めて大であり、所によつては職員数がその大半を占める箇所さえあるのであります。

かかる箇所において、市なるが故に国有鉄道の職員が、まったく地方自治に参与することができないというところは、地方自治の本旨に反するものといわなければなりません。ちなみに国鉄職員で現在市議会の議員を兼職している者は全国七十七名の多数に上つてい

のであります。

なお、最近政府が懲懲している町村の合併が促進されるならばますますその数は増加することが予想されます。

第二は、国有鉄道の職員が地方議員を兼職した場合業務に及ぼす影響が大であるかのごとく考えられるのであります。単に国鉄職員ばかりでなく、市議会の議員としてその職務に専従している人は極めて少く、他に勤務を持ち、或いは家事のかたわらその責務を果しているのが通例であろうと思われま。勿論、職員は直接又は間接に旅客、貨物の輸送に従事する重責を担つております。併しながら、市町村の行政区域は比較的狭く且つ、交通機関の発達いたしております現状におきましては、何ら業務に支障なく議員たるの責務を果しつつあることは既往の実績が雄弁にこれを物語つてゐるところであります。

第三に、同じ公共企業体の職員である専売公社の職員には議員兼職に対する何らの制限規定もなく、電信電話公社職員は市議会の議員まで兼職が認められてゐる現在、国鉄職員なるが故に、町村議会の議員のみにとめておくことは、過去の政治的慣習を無視するものであるばかりでなく、一貫性のない極めて不均衡な取扱であるといわなくてはなりません。かかる問題は法律によつて抑制すべき事柄ではなく、有権者の自由にして民主的な判断に待つべきものであると思つておきます。

以上の諸点より、国鉄職員に対する議員兼職の制限規定は本法律より削除すべきが当然ではありますが、本問題の今日までの経緯に

鑑み少くとも市議会までは兼職を認むべきが妥当と考え、右のごとく提案致した次第であります。

何とぞ慎重御審議の上、速かに可決あらんことをお願いいたします。

#### 二、衆議院運輸委員長報告(十二月三日)

○關内正一君 たいま議題となりました日本国有鉄道法の一部を改正する法律案につき、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本改正案の趣旨を簡単に申し上げますと、現行法では、地方公共団体の議会の議員で国鉄の職員であることができる者の範囲は町村の議会の議員に限られておりますが、これを特別区を含む市及び町村の議会の議員で総裁の承認を得た者に改めようとするものであります。

本法案は参議院提出にかかり、第十六回国会以来継続審査中でありまして、今国会においては去る十一月三十日本委員会に付託され、本三日これを審査いたしました。詳細は会議録によつてごらんを願います。

かくて、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決の結果、起立総員をもつてこれを可決いたしました次第であります。

#### 三、参議院運輸委員長報告(十二月六日)

日本国有鉄道法の一部を改正する法律

○高木正夫君 只今上程になりました日本国有鉄道法の一部を改正する法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案は、現行法において、国鉄職員が地方公共団体の議会の議員を兼職できる範囲を町村の議会の議員のみに制限してありますものを、総裁の承認を得ましたものは特別区を含む市及び町村の議会の議員も兼職できるように、改正しようとするものであります。

本法律案は、すでに御承知の通り、第十六国会に参議院議員大和興一君ほか六名より、国鉄職員が市会議員まで兼職し得る範囲を拡張する法律案として提案せられたものでありまして、参議院におきましては提出原案につきまして、国鉄職員をして無条件に特別区を含む市及び町村議会の議員を兼職し得るようになることは、国鉄の職務の性質上妥当を欠くという理由で、総裁の承認を得たものは特別区を含む市及び町村の議会の議員であることができると、昭和二十八年七月三十日修正議決いたしました。直ちに衆議院に送付したものであります。

衆議院におきましては、第十六国会及び第十七、第十八並びに第十九国会におきまして、いずれも継続審査を行い、第二十国会に入りまして、参議院送付案の通り可決して、十二月三日本院に送付して来たのであります。

委員会におきましては、村上委員より、「従来、国鉄職員の鉄道機関密集地域において市民中に占める従業員の割合は、市の膨脹に伴い変化があると思うが、その代表的な大宮市における現状はどう



であるか」という質問に対しまして、政府当局より、「大宮市の全人口は十三万五千人で、そのうち国鉄職員及び家族の数は約四万人であり、市会議員の定員三十六名中国鉄職員の議員は八名である」という答弁がありました。

これで質疑を終り、続いて討論に入りましたところ、村上委員、一松委員、三浦委員、及び三木委員より、いずれも「第十六国会で参議院において修正議決した案がその通り原案となつているので賛成する」旨の意見の開陳がありました。

以上で討論を終り、直ちに採決に入りましたところ、全会一致を以ちまして、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

### ◎町村合併促進法の一部を改正する法律

(昭和二九、一二、一六法二二六)(参)

#### 一、提案理由(十二月六日)

○伊能芳雄君 只今上程せられました町村合併促進法の一部を改正する法律案の理由を御説明申し上げます。

昨年当委員会におきまして、党派を超越した全員の共同提案により成立を見ました町村合併促進法は、施行後一年余の時日を経過いたしましたのでありますが、この間における町村合併の進捗は見るべきものがあり、本年十一月一日現在において町村合併による町村数の減少は、二千二百余を数え、今後もしろ／＼と問題はありますが、全体として合併は着々と進む機運にあるのであります。これはひとえに町村合併促進法が世論の求めるところに合致し、且つ適切な内容をもつて制定せられたが故にほかならないものと思われるのであります。

当委員会といたしましては、単に同法の制定にあずかつたのみならず、その後の町村合併の実施の実情について常に検討を重ね、数次に亘つて必要な改正を加え、町村合併の円滑な実施について努力を続けて参りました。併しながら、今回の町村合併の事業は、明治二十一、二年の大合併以来の画期的なものでありますだけに、その事情は誠に複雑多岐を極め、町村合併の進捗に伴い、立法当初は勿論のこと、その後の改正の際におきましても、予期し得ないような

町村合併促進法の一部を改正する法律

困難な問題が数多く生じて参り、それらの中には立法的解決を要するものも少からずあるのであります。これらの点について常に機を失せずして適切な措置を講ずることが、この大事業を完遂する上に絶対必要でありますことを痛感する次第であります。

殊に明年四月の地方選挙を控えて、それまでに町村合併の全体計画の八〇%の目標を達成しようといたしており、現在町村合併の最も重要な段階にあるのであります。合併の促進上有効な措置は緊急に講ずる必要があると存じております。かかる意味におきまして、緊急止むを得ない最小限度の改正を行わんとするものであります。以下本法案の内容につきまして、その概略を六項目に分けて申し上げます。

先ず第一は、市町村の一部の境界変更、いわゆる分村に関する手続をより合理的にしようということであります。町村合併の実施に当り、往々にしていわゆる分村に関する一部の地域住民の要望と関係町村議会との間の意見の食い違いが見られ、且つ、これをめぐつて紛争の事例が少なくない実情に鑑みまして、この際地方の具体的実情と関係住民の福祉とに鑑み、必要と認められる境界変更に関する手続を容易にして、町村合併が円滑に行われるようにしようというのであります。即ち、境界変更については、現行法では住民投票において有権者の五分の四の賛成を必要とするのでありますが、これを引き下げ、有効投票の三分の二で足るものとしたしますと共に、境界変更について都道府県知事も町村合併促進審議会の意見を聞いて勧告した場合においては、従前の住民の連署の手続を要しないも



のとし、且つ、このような特例を合併後だけではなく合併の途中においても認めようとするものであります。

第二には、合併が予定されている町村が合併前においてその事務運営を誠実適正に行い、いやくも促進法の趣旨に反する不当な事務処理により、累を新町村に及ぼし、その一体性の確保と健全な建設に支障のないようにしようというのであります。これがために、合併前に、合併を見越じて不当に基本財産等を処分し、又は確定的財源なくして新たに営造物の設置その他の事業を施行し、負債を新町村に持ち込む結果となるような虞れのある処分として政令で定めるものを行おうとするときは、都道府県知事の承認を要するものとし、なお、かかる不当な財産処分や事業の実施がなされたときは、知事においてこれを取り消し又は中止を命ずべきものとし、以て円満な町村合併の促進と健全な新町村の建設を確保しようとするものであります。

第三には、町村合併に伴う町村の区域の変動によります小作地又は小作採草放牧地の所有関係につきましての農地法の特例に関する現在の第二十条の規定を整備いたしまして、取りあえずいわゆる在存地主としての取扱いを境界変更当時の所有者に限らず、その一般承継人に承継の際同一世帯にある者にも及ぶ旨を明確にしようとするものであります。

第四には、都道府県の議会の議員の改選を明春四月に控えまして、選挙の直前に至つてもその選挙区が未確定のままに放置され、これがため町村合併に支障を来たすようなことのないようにするた

めに、選挙区に関する特例条例を設けようとするときは、次の一般選挙については、明年二月末日までに設けなければならないとしたのであります。

第五には、促進法施行前に合併した町村に対する促進法の適用に関する現行の規定を整備して、市町村の一部の境界変更に関する特例や、国の行う財政援助が町村合併によつて不利益とならないように措置される特例の規定も、促進法施行前五十年以内に合併した町村に及ぶこととし、町村の規模の適正化のために進んで合併した町村に対して不均衡の取扱いとならないようにしようというのであります。又促進法施行前五十年以内に、町村を編入した人口五十万以上未満の市が、その後の合併により促進法の準用を受けることとなりますときに、従前の町村の編入処分に関しても、町村合併とみなして促進法の準用があるものとし、同じく不均衡を是正し、将来の合併を促進したのであります。

第六は、都道府県知事の町村合併に関する勧告の手続についてであります。現在は地方自治法の定めるところにより、都道府県及び関係町村の議会促進審議会の意見を聞けば足るものとし、町村合併計画の作成手続を合理化することが適当と存ぜられます。

以上が本法案の内容の概略であります。実のところこれらのほかにもなお町村合併の推進上措置を講じたい点もあるものであります。が、国会の性格にも鑑み、緊急止むを得ないもの以外は来るべき次の機会に譲り、最高潮に達そうとしています。町村合併を促進するために必要最小限と認められるものばかりをとり上げたのであります。

すから、何とぞ御審議の上速かに御可決あらんことをお願いいたします次第であります。

## 二、参議院地方行政委員長報告(十二月六日)

○中田吉雄君 只今議題となりました町村合併促進法の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案は、党派を超越しての本院地方行政委員の發議によるものであります。町村合併の実情に鑑み、町村合併促進上必要と認められる数点について改正を行い、今後の町村合併が更に円滑に行われるようにしようとする趣旨に出ずるものであります。

その内容の第一点は、都道府県会議員の選挙区に関する特例を設けようとするときは、明年四月に行われるべき一般選挙については明年一月末までに設けなくてはならないという時期を限ることとするものであります。第二点は、分村問題が円滑な町村合併を阻害している実情に鑑み、分村を容易ならしめるために、知事は町村合併促進審議会の意見を聞いて境界変更に関する勧告を行い得るものとし、これについての住民投票については、有効投票の三分の二で足るものとするのであります。第三点は、合併計画上、将来合併を行うべき町村が、合併を見越して、合併後の新町村の一体性の確保と、その建設に支障を及ぼすような基本財産、その他の重要な財産の処分、又は営造物の設置、その他の事業の施行を行うことを一時抑制しようとするものであります。第四点は、農地法の特例は、境界変

更当時の農地の所有者一代限りでなく、承継の際同一世帯に属するその一般承継人についても適用があることとするのであります。

第五点は、促進法施行前の町村合併についての同法の適用規定を整備し、境界変更に関する規定及び国の行う財政援助が町村合併によつて不利益とならないようにする特例を含めるものとする。及び促進法施行前に町村を編入した人口五十万以上未満の市が、その後の合併により同法の準用を受けるときには、その施行前の町村の編入についても同法の準用があるものとするのであります。第六点は、町村合併計画の作成については、町村合併促進審議会の意見を聞けば足るものとするのであります。

本委員会におきましては、十二月六日、伊能芳雄君から提案理由の説明を聞いたのであります。その際、小林委員の動議により、本法案については、發議に先立ち、懇談会等において十分に協議並びに審議をいたしている関係上、質疑並びに討論を省略して、直ちに採決することとし、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

## 三、衆議院地方行政委員長報告(十二月九日)

○加藤精三君 ただいま議題となりました町村合併促進法の一部を改正する法律案について、地方行政委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は参議院の議員提案にかかるとして、町村合併の



実情にかんがみ、市町村の一部の境界変更、合併関係町村の事務運営などに関する手続の合理化、その他町村合併の推進上緊要なる事項に関する規定の整備を行い、町村合併がさらに円滑に行われるようにするために提案せられたものであります。

本案は十二月六日本委員会に付託、提案者代表参議院議員伊能芳雄君より提案理由の説明を聴取、審議の後、質疑を終了、討論を省略、採決に付し、全会一致をもつて可決すべきものと決しました。右御報告申し上げます。

## ◎国有的炭鉱医療施設の譲渡及び貸付に関する特例法

(昭和二九、一一、二〇法二二七)(衆)

### 一、提案理由(昭二九、五月二十九日)。修正案の趣旨(十二月四日)

○伊藤卯四郎君 ただいま議題となりました国有的炭鉱医療施設の譲渡及び貸付に関する特例法案につきまして、その提案理由を説明いたします。

敗戦後における日本のあらゆる産業の復興は一に石炭の増産にかかつておりましたので、炭鉱労働者に対しては種々その増産意欲を鼓舞し、かつその増産努力に対して物心ともに報ゆることが、当時の労働問題のみならず一般社会情勢からも当然の措置とされておりました。

大きな炭鉱には比較的整備した専属医療設備があつたのでありますが、全国炭鉱六百八十一昭和二二年末—中の過半数三百四十一の中小炭鉱には病院らしい設備を持つてゐるものはなほはた少く、ことにこのうち二百七十七炭鉱はまったく無医炭鉱ともいふべき状況にありました。従つてこれらの炭鉱に働く約二十万人の従業員とその家族は、炭鉱が危険作業であることも加わつて、はなはだ不安な条件に置かれており、また医療機関のないところには正しい衛生

国有的炭鉱医療施設の譲渡及び貸付に関する特例法

指導や予防措置が講じられないために、病気を重くし、予防もできないで、これらのために石炭増産が阻害される事実も少なくないと認識されていたのであります。ここにおいて炭鉱業者も労働者もこの事態を改善すべく意識を持ち、また政府当局も恒久的な対策として中小炭鉱を主とする医療救済施設の建設を企画いたしました。昭和二十三年に産業復興公団が指定を受けて、この実施に当たつたのであります。

この産復公団が建設した炭鉱医療施設は全国三十五箇所を数え、これらの施設完成後における医療業務と運営については当初財団法人炭鉱福利協会を指定して担当させる方針でありましたところ、同協会が閉鎖機関に指定されましたために、関係官庁(資源庁生産局長、経済安定本部生産局長、労働省労働基準局長、厚生省保険局長連名通牒二十四年九月七日附)は各施設所在の府県知事に対して経営を暫定委託、各県知事はこれに基いて地元の市町村または適切な公益団体に再委託して現在に至つております。

しかしながら産復公団は施設完成直前に解散したため、経営引受先からの幾多の苦情処理、運営経過上の諸難点があつたため解決されないで持ち越され、全施設共通して当該施設に附課される売払い代金及び貸付使用料の高率負担が社会保険を基準とする公益診療の発展助長を著しく阻害しておる状況にあります。

ついではこの炭鉱医療施設が現今の炭鉱関係に働く人々のみならず、広く民生面に好影響を与える事実にかんがみ、現在までその運営に努力しつつある地方公共団体等に負担軽減をはかることがきわ



めて適切であると思料いたしましたので、ここにこの法律案を提案いたす次第であります。

何とぞ慎重、御審議の上なるべくすみやかに可決されますようお願いいたします。

○大平委員 たいま議題となりました法律案に対する修正案の趣旨弁明を行いたいと思ひます。修正案の案文はお手元に印刷して差上げてございますから、この際朗読を省略させていただきます。

修正の要点を申し上げますと、第一点は第一条の修正でございます。これはこの法案の目的を明確にいたしました。炭鉱医療施設の譲渡または貸付を受けたものをして、その施設を炭鉱医療施設の用途に供することを義務づける、従つて他の用途に転用したり、また転売したりすることを避けたいということでございます。

第二点は、附則に関するものでございまして、原案では法律上または事実上の既成事実をくつがえすこととなり、適切とは考えられませんので、この法律案が成立いたしました場合において、この法律施行前に公団から譲渡を受けたものと、この法律の規定により減額譲渡を受けたものとの間の権衡を考慮し、その法律施行前に譲渡を受けたものの買受代金にかかる債務のうち、この法律施行の日以降支払い期日の到来いたしますものにつきまして、軽減措置を講ずるものであります。

以上、提案の趣旨を御説明申し上げますが、何とぞ御賛成あらんことを望みます。

二、衆議院大蔵委員長報告(十二月四日)

○千葉三郎君 たいま議題となりました国有の炭鉱医療施設の譲渡及び貸付に関する特例法案外四法律案につき、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

まず、国有の炭鉱医療施設の譲渡及び貸付に関する特例法案について申し上げます。

終戦後、全国炭鉱六百十八のうちの過半数に当る三百四十一の中小炭鉱においては、病院らしい設備を持つものきわめて少く、ことにこのうち二百七十七炭鉱は、まったく無医炭鉱ともいうべき状態にありました。従つて、これら炭鉱に働く約二十万人の従業員及びその家族は、はなはだ不安な状態に置かれておりましたので、政府においても中小炭鉱を主とする医療救済施設の建設を計画して、昭和二十三年に産業復興公団が指定を受けてこの実施に当つたのであります。この産業復興公団が建設した炭鉱医療施設は全国三十五箇所を数え、これら施設における医療業務とその運営については、当初財団法人炭鉱福利協会を指定して担当させる方針でありましたところ、同協会が閉鎖機関に指定されたために、関係官庁は各施設所在の府県知事に対して経営を暫定委託し、各府県知事はこれに基いて地元市町村または適切なる公益団体に再委託して現在に至つております。しかし、現在各施設ともに当該施設に賦課される売払い代金及び貸付使用料の高率負担が社会保険を基準とする公益診療の発展助長を著しく阻害している状況にあります。については、現在まで

その運営に努力しつつある地方公共団体等の負担軽減をはかることがきわめて適切であると思料いたしましたので、この法案は、これら地方公共団体等に対し時価からその六割を減額した対価で譲渡または貸付できるものとし、またその譲渡を受けた者がその売払い代金を一時に支払うことが困難であると認められるときは、十年以内の延納の特約をすることができることとし、さらに地方公共団体等が産業復興公団との契約により支払うべき売払い代金または貸付料にかかる債務のうち一定部分を免除する等の措置を講じようとするものであります。

本法案は去る十九国会大蔵委員会に付託されて以来継続審議中のところ、今国会においては、去る十一月三十日大蔵委員会に付託せられ、慎重審議の後、本四日自由党の大平委員より修正案が提出いたしました。修正の第一点は、炭鉱の医療施設の譲渡または貸付を受けた者が他の用途に転用したりまたは転売することを防ぐため、用途を明確にしたことであり、修正の第二点は、この法律施行前に国または公団から譲渡を受けた者と、この法律の規定により減額譲渡を受ける者との間の均衡を考慮して、この法律施行前に譲渡を受けた者の買受け代金にかかる債務のうち、この法律施行の日以降支払い期日の到来するものについて軽減措置を講ずるよう修正しようとするものであります。

本案及び修正案につきましては、討論を省略して、ただちに採決に入りましたところ、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも起立総員をもつて可決いたしました。

次に、農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするため的一般会計から繰入金に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、昭和二十八年度におきまして風水害、冷害等が異常に発生したことによつて農業共済再保険特別会計の農業勘定に多額の支払い財源の不足を生じ、これを補填するため、すでに二十八年度及び二十九年度におきましてそれ〴〵八十五億円及び五十五億円財源措置が講じられたのであります。今回支払い保険金が確定いたしました結果、さらに十二億円を限つて一般会計からこの会計の農業勘定に繰入金をすることができるといたそうとするものであります。

次に、漁船再保険特別会計における特殊保険及び給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計から繰入金に関する法律案について申し上げます。

この法律案は、漁船損害補償法の規定により漁船の拿捕、抑留等の事故を保障事故とする特殊保険及び漁船乗組員給与保険法の規定により漁船の乗組員の抑留を保障事故とする給与保険につきまして、二十八年度ないし二十九年度においてそれ〴〵保険事故が異常に発生いたしましたため、漁船再保険特別会計の支払い財源に、すでに行いました第一次繰入金類以外に、さらに特殊保険勘定においては約九千四百万円、給与保険勘定においては約千五百万円の不足が予想されますので、この不足金を一般会計からの繰入金をもつて補填いたそうとするものであります。



次に、交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、今回政府におきまして、主として警察費にかかる財源所要額の是正をはかるため、昭和二十九年産米における地方交付税の総額を変更することとし、その所要額を補正予算に計上いたしますとともに、別途提出の昭和二十九年産米の地方交付税の総額等の特例に関する法律案において、昭和二十九年産米に限り、地方交付税法第六条の規定にかかわらず、所得税及び法人税の収入額のそれぞれ百分の十九・八七四並びに酒税の収入額の百分の二十をもつて地方交付税とすることとしたのであります。これに伴いまして、同年度において一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰入れる金額につきまして所要の改正を行うとともに、関係規定の整備をはかりたいのであります。

以上の三法律案につきましては、審議の結果、本四日質疑を打切り、ただちに討論に入りましたところ、社会党を代表して井上委員は、農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするため一般会計から繰入金に関する法律の一部を改正する法律案につきましては附帯決議を付して賛成の旨を、他の二法案につきましては、いずれも原案に賛成の旨討論せられました。次いで、右三案及び附帯決議案について採決いたしましたところ、いずれも起立総員をもつて原案の通り可決いたしましたのであります。

附帯決議の内容は、昭和二十九年産米に予想される本特別会計の農業勘定における不足金に対する補填措置としては、できる限り政府

資金の導入によることとして、極力金融機関からの融資を避けることと、今後の恒久的措置としては、農業共済基金の大幅の拡充をはかられたいのであります。

次に、昭和二十九年産米穀についての超過供出奨励金等に対する所得税の臨時特例に関する法律案について申し上げます。

この法律案は、食糧需給の現況にかんがみて、昭和二十九年産米穀の供出等を促進するために、超過供出奨励金、早期供出奨励金に対して所得税を課さないこととするものでありまして、これは前年並びに前々年と同様な措置を講じようとするものであります。

この法律案は、審議の結果、本日質疑を打切つて討論に入りましたところ、内藤委員より、昭和二十九年産米所得税については、前年に比較して急激なる増加となる場合があることが認められるので、政府は課税の特段の考慮を払われたいとの附帯決議案が提出されました。次いで採決に入りましたところ、法律案及び附帯決議案いずれも起立総員をもつて原案の通り可決いたしました。

以上御報告を申し上げます。

### 三、参議院大蔵委員長報告(十二月六日)

○藤野繁雄君 只今議題となりました二法律案につきましては、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

先ず、国有の炭鉱医療施設の譲渡及び貸付に関する特例法案について申し上げます。

本案は、衆議院議員伊藤卯四郎君外六十三名の提出にかかり、第

十九回国会より継続して審議して参つたものであります。本国会衆議院において、原案を一部修正議決の上、送付せられたものであり

まして、産業復興公団が炭鉱労働者の医療施設の用に供されるため建設した施設等で国有のものは、その設置の経緯並びに経営の実情に鑑みまして、現にその貸付を受けている地方公共団体等に対し減額譲渡又は減額貸付することができるとし、又は譲渡を受けた者がその代金を一時に支払うことが困難であると認められるときは、確実な担保を徴し、且つ利息を付して延納の特約をすることができることとすると共に、地方公共団体等が産業復興公団との契約により支払うべき売払代金又は貸付料にかかる債務のうち、一定部分を免除することとしようとするものであります。

本案につきましては、提案者より提案の理由及び修正部分についての説明を聴取し、更に提案者及び大蔵省当局に対し質疑を行い、慎重に審議いたしました。その詳細は速記録によつて御承知をお願いいたします。

質疑を終了し、討論採決の結果、全会一致を以て衆議院送付案の通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

次に、昭和二十九年産米穀についての超過供出奨励金等に対する所得税の臨時特例に関する法律案について申し上げます。

本案は、衆議院議員内藤友明君外二十二名から提出せられたものでありまして、その内容を簡単に申し上げますと、現下の食糧事情に鑑みまして、米穀の供出等を促進するため、昭和二十九年産米につき、前年同様、早期供出奨励金及び超過供出奨励金に対する所得税

国有の炭鉱医療施設の譲渡及び貸付に関する特例法

を免除しようとするものであります。

本案の審議の詳細は速記録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、杉山委員より賛成の意見が述べられ、採決の結果、全会一致を以て衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

以上御報告を申し上げます。



## ◎昭和二十九年八月及び九月の台風並びに同年の冷害による被害農家に対する米麦の売渡の特例に関する法律

(昭和二九、一一、二〇法三二八)(衆)

### 一、提案理由(十二月三日)

○福田(喜)委員 たいま議題となりました昭和二十九年七月の大雨、同年八月及び九月の台風並びに同年の冷害による被害農家に対する米麦の売渡の特例に関する法律案につきまして、提案者を代表し、提案の理由を御説明申し上げます。

御承知のごとく、本年度におきます農作物の作況は、一般的に見ますれば平年作に比較してやや劣る程度でありましたことは、まことに御同慶の至りと存するところでありますが、しかし、局地的に見ますれば、春以来の異常気象によりまして、北海道、並びに東北の一部その他の寒高冷地帯において深刻な冷害の発生を見、あるいは南九州等におきましては数次の台風により、稲作及び雑穀を中心として著しい被害を受け、飯用食糧にも事欠く農家の生じたことは、まことに遺憾と存するところであります。たとえば北海道における農作物の減収は、昨年度の約二倍に達し、農家の窮状は言語に絶するものがあります。

政府の報告によりますれば、かかる農家に対して、卸売価格をも

つて特別売り渡しを行うべく手配中とのことであります。昨年比して被害の範囲は小なりといえども、その深刻度においては著しく大なるものがある事実を徴しまして、昨年度と本年度との行政上の均衡を保持せしめ、被害農家の食糧不安を解消するため政府所有米麦及び麦製品を廉価に売り渡し他の災害対策と相まって農家を救済し、農業の再生産の確保に寄与すべく、ここに本法案を提出いたしましたのであります。

以下、その内容の概要を御説明申し上げます。

まず本法案により、米麦の売り渡しを受得る被害農家とは、米麦または雑穀を生産する農家であつて、風水害、冷害により著しく減収を来し、ために、その生産する米麦、雑穀をもつては、その農家の飯用消費量に著しく不足する旨の都道府県知事の認定を受けたものと規定いたしております。

次に、政府は、都道府県及び市町村を通じて被害農家に米麦を売り渡すこととし、昨年同様、間接的な方法をとることとした。しかし、政府の売渡し価格は、被害農家の購入価格がおおむね生産者が政府に売り渡した場合の基本価格程度になるように定めることとしておるのであります。

以上が本案の概要であります。何とぞ慎重審議の上、すみやかに御可決あらんことを御願ひ申し上げます。

### 二、衆議院農林委員長報告(十二月四日)

○福田喜東君 たいま議題となりました、私外百二十一名提出、

昭和二十九年七月の大雨、同年八月及び九月の台風並びに同年の冷害による被害農家に対する米麦の売渡の特例に関する法律案につきまして、農林委員会における審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

本年は北海道及び東北の一部に非常に激しい冷害があり、また南九州等には数次にわたる台風の襲来がありましたことは、各位の御承知のごとくであります。これらの災害にもかかわらず、本年農作物の作況が平年作よりやや劣る程度にとどまりましたことは、不幸中の幸いと申さねばなりません。しこうして、これら被害地の中には、激甚なる被害により、水稻作はもちろん畑作も著しい減収となり、ために飲用食糧にも欠く農家もありまして、その惨状まことに同情にたえない次第であります。従いまして、これら被害農家の食糧不安を解消し、もつて生産意欲の高揚を期する必要があると見ますので、昨年度実施いたしました例にならぬように、本年も政府所有米麦及び麦製品を都道府県及び市町村を通じて被害農家に売り渡すこととし、かつ、その売り渡し価格については、被害農家の購入価格がおおむね生産者が政府に売り渡した場合の基本価格程度となるようにいたし、もつて災害対策につき一般と充実を期せうとするのが、本法案提出の理由であります。

本法案は昨日付託となり、同日提案者を代表して私より提案理由の説明をいたしました後質疑に入りしましたが、御承知のごとく、本法案の提案者には農林委員全員が含まれておりまして、趣旨内容とも熟知いたしておりますので、質疑も簡単に終了いたしました。

昭和二十九年八月及び九月の台風並びに同年の冷害による被害農家に対する米麦の売渡の特例に関する法律

次いで、社会党川俣委員より、本法案中、七月の大雨についてはその被害状況がまだ判明しておりませんので、これを含ませることについてはなお研究の余地があるをもつて、これを除くよう修正したいと修正案を提出されました。

次に修正案文を朗読いたします。

昭和二十九年七月の大雨、同年八月及び九月の台風並びに同年の冷害による被害農家に対する米麦の売渡の特例に関する法律案に対する修正案

昭和二十九年七月の大雨、同年八月及び九月の台風並びに同年の冷害による被害農家に対する米麦の売渡の特例に関する法律案の一部を次のように修正する。

題名中「七月の大雨、同年」を削る。

第一条中「七月に政令で定める地域内において生じた大雨による災害、同年」を削り、「大風雨等」を「台風等」に改める。

第二条中「大風雨等」を「台風等」に改める。

第三条中「大風雨等」を「台風等」に改める。

続いて、討論を省略いたしましたして採決に入り、まず川俣委員提案の修正案について採決の結果、全会一致をもつて可決、次いでただいまの修正部分を除く原案について採決いたしましたところ、これもまた全会一致をもつて可決、よつて本法案は修正案のごとく修正議決すべきものと決した次第でございます。

右御報告申し上げます。



### 三、参議院農林委員長報告(十二月六日)

○森八三二君 只今議題となりました農林関係の二つの法律案につきまして、農林委員会における審査の経過及び結果を報告いたします。

先ず衆議院提出にかかる昭和二十九年八月及び九月の台風並びに同年の冷害による被害農家に対する米麦の売渡の特例に関する法律案について報告をいたします。

本年災害の被害農家に対してこれが救済のため、昨年の冷害における例に倣つて、政府所有の米麦を廉価、即ち生産者価格を以て、且つ無利息、延納によつて売渡されたいという要望の熾烈なものがありましたことはすでに御承知の通りであります。かような情勢に対処して、政府は先に、昭和二十九年における風水害等による被害農家に対する米麦の売渡要綱を定め、昭和二十九年八月及び九月の台風並びに昭和二十九年の冷害による被害が甚だしく、飯用食糧に著しく不足する者に対して実需者価格、即ちおおむね卸価格によつて政府所有の米麦を売渡し、且つその代金の延納措置を講ずることとし、十二月一日から施行することを決定したのであります。併しながら、本年度の災害は昨年に比べて被害の範囲は小さいのであります。その深刻度においては大なるものがある事実を徴して、本年と昨年と其の取扱いに差等のあるのは妥当を欠くものであつて、本年も昨年と同様な取扱いにすることとしようとするのが、本法律案が提出せられた趣旨となつております。而してその内容の概略は

次の通りであります。

即ち第一は、本年度に米麦の特別売渡を受け得られる被害農家でありまして、これは米麦又は雑穀等の食糧農作物を生産する農家でありまして、政令で定める地域内において生じた昭和二十九年八月及び九月の台風並びに同年の冷害等の災害によつて著しい減収をこうむり、これが生産する食糧がその農家の飯用消費量に著しく不足する旨の都道府県知事の認定を受けたものとなつております。第二は、米麦の売渡方法でありまして、これは政府から都道府県に、都道府県から市町村に、そして市町村から被害農家に売渡すこととし、昨年同様、間接的な手続がとられることになつております。第三は、売渡の価格でありまして、政府の売渡価格は、被害農家の購入価格が、おおむね生産者が政府に売渡した場合の基本価格に見合う程度になるように定めることとしてあります。

委員会におきましては、本法の措置によつて特別に売渡される米麦の数量、その金額及びこれらに対する予算的措置並びに代金の徴収等の事項に関して質疑が行われたのであります。その詳細は会議録によつて御了承を願ひたいと存じます。

かくして質疑を終り、討論に入りましたところ、松浦委員から、衆議院送付案に、「本法成立の上において、これが実施に當つて、本法による米麦の特別売渡が苟くも本法の趣旨を逸脱するが如き事態の発生しないよう遺憾なく措置すること。」という付帯決議を付して賛成する旨の発言があり、続いて採決の結果、全会一致を以て松浦委員の動議にかかる付帯決議を付して衆議院送付案の通り可決

すべきものと決定いたしました。

次に、昭和二十九年の台風及び冷害の被害農林業者に対する資金の融通に関する特別措置法案について農林委員会における審査の経過及び結果を報告いたします。

本法律案は、昨年の災害に対してとられた措置に倣つて、本年の台風第五号、第十二号、第十三号、第十四号、若しくは第十五号等の台風或いは冷害によつて損失を受けた農林業者に対し種苗、肥料、飼料、薬剤、薪炭原木等の購入、炭がまの構築、その他農業、又は林業経営のため必要な資金の融通を低利且つ円滑にする措置を講じ、これが経営の安定に資する目的を以て提案せられたものでありまして、その内容の骨子は大略次のようであります。

第一は、本法適用の対象となる被害農林業者でありまして、農業者につきましては、農業を主な業務とする者であつて、台風及び冷害によつて農作物又は藪が平年作に比べて三割以上の減収をこうむり、その損失額が平年におけるその者の農業による総収入額の一割以上である旨の、又林業者については、林業を主な業務とする者であつて、薪炭、木材、林業用種苗その他の林産物の損失額が平年におけるその者の林業による総収入額の一割以上であるか、又は炭がま等の林業施設が破損して著しい被害をこうむつた旨の市町村長の認定を受けたものということになつております。第二は、資金の条件でありまして、資金の使途は前に述べましたような経費に充てるものでありまして、その貸付は、農業協同組合、森林組合、又は金融機関によつて行われ、貸付の最高限度は、農林業者一戸当り、

昭和二十九年八月及び九月の台風並びに同年の冷害による被害農家に対する米麦の売渡の特例に関する法律

北海道では十五万円、その他の地方では七万円とし、牛馬を所有する農家には更に三万円を加えることになつております。償還期限は、一般には二年以内として取扱われることになつておりますが、併し開拓者その他特に著しい被害を受けた者に対しては、政令の定めるところによつて五年までとし、金利は一般には年六分五厘で、開拓者その他特に著しい被害を受けた者に対しては、これ又政令の定めるところによつて年五分五厘とすることになつており、而して貸付の期限は、明昭和三十年七月三十一日までとなつております。第三は、国庫の補助でありまして、地方公共団体が融資機関に対して利子補給及び損失補償を行う場合に、国はその経費の一部を都道府県に対して補助することとなつておりまして、その補助率は、利子補給については補給額二分の一、又は年二分五厘以内とし、損失補償については補償額の二分の一、又は融資総額の二割以内となつておりまして、結局利子補給については地方公共団体が年五分乃至六分を補給した場合に、国はその二分の一、即ち一年二分五厘乃至三分を補助し、損失補償については地方公共団体が四割まで補償した場合に、その二分の一を補助することになつております。而してかような国の補助の対象となる経営資金の総額は八十五億円限度となつております。第四は、昭和二十八年台風第二号、昭和二十八年六月及び七月の水害並びに八月及び九月の風水害、昭和二十八年の冷害によつて被害を受けた農林業者が、それらの災害の融資に関する特別措置法によつてすでに借入れている資金で、本年度償還分に関



する措置でありまして、これらの償還分については償還の猶予に代えて、従来と同じ条件で借替を認めることとし、これがため本法律案の附則においてそれらの災害の融資に関する特別措置をすることになつております。

かかる政府の原案に対して衆議院において、「(一)、本法案によつて融資の対象となる経営資金の使途に「土地改良区の賦課金の納入のために必要な資金」をも含ませることとする。(二)、利率について、昭和二十八年六月及び七月の水害、同年八月及び九月の風水害並びに昭和二十八年の冷害による対象農林業者で、それらの特別立法に従つて利率年三分五厘以内の条件で経営資金又は施設復旧資金の貸付を受けた被害農林業者であつて、本年も又台風及び冷害によつて著しい被害を受けた者、及び開拓地における被害農林業者、に貸し付けられる場合は、特に年三分五厘以内に引下げることとし、而してかかる低利の融資に対しては国から年利率五分五厘に相当する利子補給を行う。(三)、国の補助の対象とする経営資金の総額を百億円に増額する」、等の修正を加えて、本院に送付せられたのであります。

委員会におきましては、台風被害及び冷害の深刻であるに鑑み、事態を憂慮して、すでに閉会中において或いは関係者から事情を聴取し、或いは現地調査を行い、これらの結果に基いて政府に対して適切な対策の確立が要請されて参つたのでありまして、本法律案もこれら対策の一環としてこれが審査に慎重が期せられたのでありまして、先ず本年度の災害及び政府におけるこれが対策の当否が究明

され、更に本法案における政令事項の内容及びその当否、本法案による資金貸付限度決定の基礎及びその当否、果樹園等の復旧に対しては所要経費の増嵩に従つて融資限度を拡大することの要否、開拓者は概して被害が大きく而も恵まれない環境において、農業災害補償制度の適用も受けていない状況に鑑み、開拓者に対する特別措置、国の補助の対象となる経営資金の総額の算出基礎及びその当否、融資を被害者に均霑させる方策、被害者に対する農林漁業資金の融通、及び被災者がすでに借入れている農林漁業資金の延納措置等、諸般の問題について質疑が行われたのでありまして、これが詳細については、会議録に譲ることを御了承頂きたいと存じます。

なお、衆議院において修正せられたことに対処して、本法律案が万一所期するように成立が困難であつた場合における政府の心構えが質されましたところ、政府委員から、「万一の場合は政府は今回提案した政府原案のような方針によつて措置したい」旨の答弁がありました。

かくして討論に入りましたところ、岸委員から、「衆議院送付案を政府原案通りに再修正したい」旨の動議が提出せられ、重政委員から、修正案に賛成、江田、松浦及び菊田委員から、衆議院送付案に賛成の発言があり、なお菊田委員からは、「本法成立の上において、これが実施に当つて、本法による融資がいやしくも本法の趣旨を逸脱するがごとき事態の発生しないよう、遺憾なく措置すること」という付帯決議を付したい旨の動議がありました。

続いて採決の結果、多数を以て、衆議院送付案に、菊田委員の動

議にかかる付帯決議を付して可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。



◎昭和二十九年七月の大雨、同年八月及び九月の台風並びに同年八月の冷害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律

(昭和三〇、一、七法一) (衆)

一、提案理由(十二月六日)

○鈴木幹雄君 たいだいま議題となりました昭和二十九年七月の大雨、同年八月及び九月の台風並びに同年八月の冷害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案についてその内容の概要を御説明申し上げます。

本年七月の豪雨、八月及び九月に内地及び北海道を襲いました台風は、各地に甚大な被害を与えたのでありますが、八月、東北、北海道地区の冷害による農作物の損害もまたきわめて甚大でありまして、そのため、本議会でその諸対策を盛つた補正予算が提出されておりますことは、御承知の通りであります。

ところで、地方財政の実情は、いよ／＼窮乏の一途をたどっておりますが、昨年以來相次ぐ災害によりまして、地方公共団体の歳入は、ますます／＼困難をきわめておるのであります。そこで、災害によりまして当然生じて参りますところの地方税、使用料、手数料その他の徴収金の歳入欠陥が生じて参ります一方、各種の災害対策

は、どうしても急施を要しますので、昨年度の災害に準じ、これらの歳入の欠陥の補填と災害対策に要する費用を起債をもつてまかなうことができることとし、それは、政府資金をもつて調達することができるといたしたのであります。

これを要しまするに、災害の規模、損害の程度、地方財政窮乏の実情よりして、昨年の起債の特例法に準ずる法律を制定することがきわめて必要と存じ、ここに提案いたしました次第であります。何とぞ各位の御賛成を賜るようお願いいたします。

二、衆議院地方行政委員長報告(十二月六日)

○佐藤親弘君 たいだいま議題となりました昭和二十九年七月の大雨、同年八月及び九月の台風並びに同年八月の冷害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案につき、地方行政委員会における審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

御承知のごとく、本年七月の豪雨並びにかの洞爺丸の惨事を惹起した第十五号台風を最後として八月及び九月の間に数次にわたつて本土を襲つた台風、さらに八月東北、北海道地区に発生した冷害は、各地に甚大な被害を与え、その結果、これらの災害をこうむつた地方公共団体におきましては、地方税、使用料その他の徴収金の減免により財政収入の減少を来した上、土木、農林、厚生、文教等の公共用施設の災害復旧及び罹災救助、防疫、農災対策その他緊急を要する災害対策のための多額の経費支出を余儀なくされたのであります。今日大多数の地方公共団体の財政はさなきだに窮乏その極

に達し、赤字財政から立ち直ることすらも容易ならざる実情にあるのであります。かかる際この災害をこうむりました団体は、自力をもつてこれに対処し得ないことは当然であります。公共事業その他の災害復旧事業につきましては、今次の補正予算においてある程度の財源措置が考えられておるのであります。租税その他の徴収金の減免による地方団体の歳入欠陥や非適債事業である伝染病予防対策費その他の災害諸対策費に対しましては、本年度においては地方交付税中特別交付税の総額がきわめて僅少である結果、このわく内ではとうてい十分な措置をとり得ないのであります。本法律案は、これらの分野における財源不足を補うため、昨年の災害について立法せられたと同様趣旨の法律の例にならつて、本年度においても地方財政法の特例として政府資金引受による地方債を起すことを認めようとするものであります。

本案は鈴木幹雄君外四名の提出にかかり、去る十二月四日日本委員会に付託となり、本六日提案理由の説明を聴取した後、ただちに審議に入りましたところ、討論に入るに先だち、北山愛郎委員より本案に対する修正案が提出せられ、趣旨弁明を聴取したのであります。その内容は、本案に「七月の大雨」とあります部分を削除し、かつこの地方債に対して国は来年度以降元利補給を行う旨の規定を追加するという趣旨であります。

本修正案並びに原案を一括討論に付し、日本社会党の横路節雄委員から修正案賛成、原案反対の討論がありました後、まず修正案につき採決を行いましたところ、賛成少数をもつて否決、次いで原案

昭和二十九年七月の大雨、同年八月及び九月の台風並びに同年八月の冷害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律

につき採決の結果、賛成多数をもつて可決せられ、よつて本案は原案通り可決すべきものと決した次第であります。

三、参議院地方行政委員長報告(十二月六日)

(公職選挙法の一部を改正する法律(昭二九一法二〇七)の委員長報告と一括して掲載)



### ◎昭和二十九年年度一般会計予算補正(第1号)

(昭和二九、一二、六成立)

#### 一、提案理由(十二月二日)

○小笠原国務大臣 昭和二十九年年度補正予算の編成に関する基本方針並びに補正の大綱につきましては、すでに本会議において説明いたしました。予算委員会の御審議をお願いいたすにつきまして、あらためてその概要を御説明申し上げます。

今回の補正予算の編成にあたりましては、経済健全化の基本方針を貫きまして、本年度発生災害の復旧を促進し、財政健全化の推進に伴い、社会保障関係費の充実をはかるとともに、第十九回国会における予算案の三党共同修正等に伴う所要の補正を行うほか、必要最小限度の経費に限り、その所要額を追加計上し、他面その財源につきましては、おもに既定経費の節減等によりまかない、財政規模の膨脹を極力避け、一兆円のわくをあくまで堅持した次第であります。

一般会計の歳出の追加額は三百八億円であり、これに対し歳入の増加額は三億円でありまして、その差額三百五億円は、歳出の節減等によりまかなつたのであります。これにより、昭和二十九年年度一般会計予算の総額は、歳入歳出とも九千九百九十八億円と相なるのであります。

第四は、地方交付税交付金であります。本年度におきましては、法人税の自然増収百五十億円が見込まれまるとともに、本年度限りの特例として、地方交付税の定率のうち、所得税及び法人税の収入見込額のそれ〳〵百分の一九・六六を百分の一九・八七四に改訂することといたしました。これによる地方交付税の増額四十億円を追加計上いたしました。なお、この地方交付税交付金の追加四十億円は、本年度における都道府県警察費の不足を補填するものであります。都道府県警察費につきましては、このほか、都道府県警察費補助として、二億円を追加計上いたしました。

第五は、地方譲与税譲与金であります。本年度の入場税収納見込みは、第十九回国会における入場税法の成立遅延と国会修正による税率引下げ等のため、当初予算額を下まわり、入場譲与税法によつて国が都道府県に対し譲与すべき最低限度額百五十五億五千万円に満たないと認められるに至りましたので、その不足財源を一般会計から補填することとし、その所要額三十五億円を追加計上いたしました。

第六は、農業保険費であります。二十八年度の異常災害により生じた農業共済再保険特別会計の赤字を補填するため、一般会計から十二億円を繰入れることといたしました。

以上が、歳出の追加のおもなものであります。その他所要の経費につきましても、必要最小限度の補正を行うことといたしました。

次に、財源について申しますと、財源の調達にあたりましては、

昭和二十九年年度一般会計予算補正(第1号)

まず歳出について申しますと、第一は災害復旧事業費であります。本年五月六月の暴風雨、第五号台風及び第十二号ないし第十五号台風による災害の復旧につきましては、すでに一部予備費等によりその措置を講じておりますが、予備費充当額も含め本年度内に、おおむねその二割五分を復旧することを目途といたしまして、災害復旧事業費六十九億円を計上いたしました。なお、災害復旧の実施にあたりましては、工事の種類、緊急度合い等により極力重点的に工事を取上げるよう措置することといたしております。

また災害復旧と関連いたしましたして、冷害等によつて農作物の被害をこうむつた農家に貸金収入の機会を与えるため、救農土木事業として、今回の一般会計予算補正とは別に、一般会計及び特別会計を通じ、予備費支出等により合計二十二億円を支出いたす予定であります。

第二は社会保障関係経費であります。財政の健全化の推進に伴う社会情勢の推移にかんがみまして、生活保護費及び失業対策費につき、それ〳〵七十億円及び三十七億円を追加計上いたしました。なお、このほか、失業者の就労対策をさらに強化するために、公共事業費の節約額の一部振替等により、新たに緊急就労対策事業費として、九億円を計上いたしました。

第三は、義務教育費国庫負担金であります。義務教育費につきましましては、教職員の給与費の実支出額の二分の一を国庫が負担する建前に基きまして、二十八年度の不足額を補填するため、八億円を計上いたしました。

健全財政堅持の方針に基き、主として既定経費の節減により、まかなうことといたしました。すなわち、法律案の不成立に伴う繊維品消費税の歳入欠陥八十五億円のほか、専売公社納付金及び雑収の減少が見込まれるのであります。他面法人税収入その他の増収が見込まれますので、差引歳入の増加三億円と、物件費、施設費等の節約百五十三億円及び輸入食糧価格調整補給金等の不用百五十二億円と合せて三百八億円をもつて、これをまかなうこととしたのであります。

次に、特別会計につきましては、交付税及び譲与税配付金特別会計、国有林野事業特別会計、失業保険特別会計等七会計につき所要の補正を行うとともに、政府関係機関のうち、日本専売公社および日本国有鉄道につきまして、所要の補正を行うことといたしました。

何とぞ、政府の方針を了とされ、本補正予算案に対し、すみやかに御賛成あらんことをお願いいたします。

○倉石委員長 次に補正説明を求めます。主計局長森永貞一郎君。○森永政府委員 ただいまの大臣の御説明に対して、計数的なことを若干補足して申し上げます。お手元に昭和二十九年年度予算補正の説明という印刷物をお配りしてございますので、この印刷物に基きまして簡単に申し上げます。

今回の補正は、一般会計、特別会計、政府関係機関の三本建になつておりますが、まず一般会計から申し上げます。三ページに一般会計の補正規模がござりますが、補正予算の補正規模は三百八億二



千五百万円であります。このうち歳出の節約、不用によりまして、財源といたすものが三百五億三千三百万円、歳出の増加によりましたものが二億九千万円でございます。結局当初の予算規模九千九百九十五億八千八百万円は九千九百九十八億七千九百万円に増加いたしましたのでございます。

補正規模三百八億二千五百万円の重要事項別一覧表が三ページの上段に掲げてございますが、大別いたしますと、災害関係がその第一でございます。社会保障的な経費がその第二でございます。その表の二番目の生活保護、三番目の失業対策、四番目の緊急就労対策、この三つがそれに該当いたします。次は地方財政に関連した経費でございます。この表の五番目の義務教育費国庫負担金、六番目は地方交付税交付金、七番目は都道府県警察費補助、八番目は地方譲与税譲与金でございます。九番目は、これは昨年度ではございますが、やはり広い意味の災害に関連した農業保険費でございます。それからその他この機会にぜひとも補正をしなければならぬものがあるわけでございます。この中には、前国会における法案の成立に伴うものも含んでおるわけでございます。以下逐次歳出の内容並びに財源につきまして御説明申し上げたいと存じます。

まず災害復旧費でございますが、六十九億円の追加をいたしました。このうち三億円は文教施設の災害復旧費でございます。六十億円が公共土木施設の災害復旧費でございます。本年度発生災害の事業費総額は、各府県の申請額をそのままとりますと七百六十四億円、これにつきまして各省が一応査定をいたしました金額は五百

四十八億円でございますが、さらにこれを最近の物価の情勢、入札の状況その他から勘案いたしました私どもが査定をいたしました数字が五百十二億円ということになるわけでございます。この五百十二億円に對しまして、初年度は二割五分の復旧を目標とし、その事業費百二十九億円、これに對しまして現行の各補助率を適用いたしまして計算いたしますと、八十九億七千七百万円、約九十億円になるわけでありまして、これを補正予算で六十六億円まかない、予備費からすでにまかないましたものが四億七千八百万円、今後予備費からまかないますものが十八億九千九百万円、かようなことでまかなうとするものでございまして、そのための所要額六十六億円を補正予算に計上いたしましたわけでございます。文教施設災害復旧費三億円も今年度災害の公立文教施設の災害復旧に必要な事業費の補助でございます。災害関係では、この公共土木施設の復旧費のほかに農業関係におきまして、本年度の冷害等による農作物の被害対策といたしまして、別途救農土木事業を考えております。その財源は予備費ないしは節約不用によつておるわけでありまして、総額二十二億五千九百万円、これを一般会計と国有林野事業特別会計の二つの会計で支弁をいたす予定であります。二十二億五千九百万円を事業別に見ますと、北海道十九億四千八百万円、内地三億一千万円、かような内訳になつております。このほかさらに農業補助、種子対策、開拓地の入植施設の災害復旧等いずれも予備費から措置をいたすことにいたしておることをつけ加えて申し上げます。

次の補正項目は、生活保護費の増加七十億四千四百万円でございます。

ます。この七十億円のうち一番大きな金額は、医療扶助の不足五十五億円、これを補填しようとするものでございます。医療扶助につきましては、昨年十二月入院料の単価等の引上げがございまして、それに伴う所要額を計上いたしておりましたが、当初の見込み以上に単価の高騰を見ました。さらに最近の経済情勢の推移に伴いまして、人員も若干増加いたして参つております。そのために当初計上いたしました予算に對し五十五億の不足を予想せられますので、今回の補正に際し、それを補填していただきたいというのがこの医療扶助の関係でございます。このほかの扶助の関係でも約十一億不足を見る予定でありますので、あわせて補正をお願いいたしております。さらに二十八年度の不足、当初予算におきましても約二十五億円を補填する計画でございましたが、さらに五億円あまり昨年度の不足が増加いたしましたので、この機会にその分もあわせて補填をさせていただきます、合せて七十億四千四百万円を計上いたしましたわけでございます。

その次は失業対策費の増加三十七億四千八百万円であります。この内訳は失業対策事業費の補助八億五千万円、失業保険費の国庫負担分二十八億二千二百万円、政府職員等失業者退職手当七千六百万円、以上でございます。

まず失業対策事業費の補助でございますが、本年度の当初予算におきましては、就労人員の増加を昨年度の実績に對しまして五%の増加と見ておりました。しかし最近の経済情勢の推移からながめますと、失業者の数も増加いたしておりますし、安定所の登録人員も

逐次増加いたして参つておりますので、この五%増をさらに五%ふやしまして、一日平均就労人員当初は十六万三千人でございましたが、これを十七万人に増加いたしました。それに必要な失業対策費の補助八億五千万円を追加計上することとしたわけでございます。

失業保険費につきましても、失業情勢の推移に伴いまして、月平均受給人員が大分増加いたして参つております。当初の予算では月平均三十七万五千人を考えておりましたが、最近の実績から勘案いたしますと、四十九万四千人に増加させなければならぬのでございまして、これに伴う保険金の増加八十四億六千七百万円があるわけでございます。その三分の一を一般会計が負担をするという法律の規定でございますので、今回二十八億二千二百万円を追加することとしたわけでございます。残余は保険料の収入の増加並びに同会計の積立金のとりくみによつてまかなわれるわけでございます。

政府職員等失業者退職手当は、行政整理によりまして退職いたしました政府職員に對し、失業保険法の定めによる最低額を保障するために差額をここに計上いたしておるわけでございます。その不足分を追加計上いたしました。

次は緊急就労対策事業費九億六千二百万円でございます。これも最近における失業者の増加にかんがみまして、道路関係事業費の節約解除額をここに特掲いたしました。所定の道路事業、都市計画事業を遂行するかたわら、これによつて失業者の吸収にも資しよう、そういうねらいでございます。炭鉱地帯、六大都市等を中心に、こ



の緊急就労対策事業を適当に配分、実行いたしましたして、失業者一日平均一万五千人をこれによつて吸収し得る見込みでございます。このほかにも節約解除によりまして、特に炭鉱地帯の失業者等の吸収に資し得るように、遠賀川その他の河川につきまして重点的な事業の執行を配慮いたしておる次第でございます。

次は地方財政関係に入つて参りますが、まず義務教育費国庫負担金の増加八億二千八百万円、これは義務教育費国庫負担法が昨年度から施行になりまして予算に計上いたしておりましたが、これは決算補助でございますして、決算が確定いたしましたに伴いまして八億二千八百万円だけ当初予算が不足いたしておりますので、今年度これを補填いたすわけでございます。

次は地方交付税交付金の増加四十億円でございます。後に財源のところでも申し上げますが、法人税が百五十億円増収を見込まれるのでありまして、それに伴いまして交付税も増加交付されるわけでございますが、そのほかに本年度の所得税及び法人税に対する地方交付税の交付率一九・六六%を臨時に一九・八七四%に改訂いたしました。これは今夏来問題になつておりました都道府県警察費の算定がえに伴う追加需要額に充当せられるものでございまして、警察費の不足をこれによつて補つて行くというわけでございます。

警察費の不足につきましては、その次の七番、都道府県警察費補助の増加、これもその一部に充当せられるわけでございますして、補助金の増加二億二千七百万円、これは都道府県警察の負担いたしま分を今回の補正に際しまして補填をしていただくというわけでございます。修正減少二千三百万円でありまして、これは予算の節約によるものでございまして、差引十一億七千六百万円の補正に相なつておるわけでありまして、

以上で重要項目を終わります。その他の合計が二十四億一千五百万円でございますが、そのうちのおもなものを申し上げます。

まず第一は農業改良普及事業費補助の増加三億三千六百万円でございます。これは当初予算におきまして、補助金の整理に関する法律を提出いたしました。この法律が国会において修正になりました。そのうち農業改良普及員等の職員設置費の補助率が政府案では二分の一でございましたが、成立案では三分の二に還元されたのでございます。その関係から予算に不足を生じまして、今回三億六千六百万円を補填していただき、予算の節約を差引きまして、三億三千六百万円を追加計上いたしたわけでございます。

次は被害農家営農資金利子補給でございます。ことしも災害が各地にございまして、その対策の一環といたしまして、被害農家に対しましていわゆる営農資金の融資を行い、それにつきましては利子補給並びに損失補償が行われる、かような提案が政府から行われておるのでございますが、そのための利子補給金額七千万円を新たに追加いたしました。但し昨年度の災害関係の営農資金の融資実績が当初予算より大分下まわつておりますので、その関係から修正減少が三億一千四百万円ございまして、補正の純額としては二億四千四百万円、かようなことに相なつております。なお農家だけでなく、

する警察電話専用料等の増加に伴うものが一億二千七百万円、警察用車両維持費六千万円、その他四千万円でございます。なお一方補助金の節約による減少が八千二百万円でございますので、ネットの増加といたしましては一億四千四百万円ということに相なつております。

次は地方譲与税譲与金の増加三十五億円でございます。当初予算におきましては入場税収入を百九十二億円と見積つておりまして、その一割を国庫がとり、九割が地方に譲与されるということに相なつておりました。しかるに入場税法の税率が修正になりまして大分下つて参りました。さらに入場税の国庫移管の時期がずれました関係上、当初予算の百九十億円の収入は約七十億円くらい減収を必至とするような事態にございます。しかるに地方財政の困窮を緩和するために、初年度に限りまして入場税収入のいかにを問わず最低百五十五億五千万円を地方に対して保証しており、一般会計からその額を確保する、そういう約束が法律によつてなされているわけでございます。その約束を実行いたしますためには、現在の入場税収入の見込額をもつてしては三十五億円を一般会計から繰入れを必要とするわけでございます。そのための経費をここに計上いたしました。

その次は農業保険費の増加十一億七千六百万円でございます。追加が十二億円でございますが、これは昨年度の農業共済再保険特別会計の赤字補填のためのものでございます。昨年は未曾有の凶作で大分大きな赤字が出ました。それに対しては、昨年度補正において、また本年度当初におきまして、相当の金額を補填いたしておりますが、決算としてさらに十二億円が不足いたしますので、その被被害業者に対する貸付金につきましても、別途五百万円の利子補給を計上しております。

その次は非現業共済連合会等の補助及び交付金の増加四千七百万円でございます。これはいわゆる旧令共済組合の受給者に対する年金等の不足見込額が五千万円でございます。その他八幡製鉄等の組合の関係の国庫負担等もございまして、これらの所要額追加と修正減少差引四千七百万円を計上いたしたわけでございます。

次は国立フランス美術館の創設費五千四百万円、これは御承知のように、松方コレクションにつきまして、フランスとの間に外交交渉が行われておりまして、これを日本側に返還する機運が大分熟して参つております。それにつきましては、日本側でこれが受入れ態勢を整備する必要がありますので、国立フランス美術館を創設することとし、その初年度の事業費として五千四百五十万円を計上いたしたわけでございます。

その次は農業委員会費補助の増加八千万円、これは六月に成立いたしました農業委員会等に関する法律の一部改正によりまして、全国農業会議所、都道府県農業会議というようなものができまして、それに要する補助金、さらに農業委員会の経費が当初の見込みでは不足いたしますので、それらを合せまして八千万円を農業委員会費補助として増加計上いたしておるのでございます。

その次は漁船再保険特別会計へ繰入れの増加一億三千九百万円、このうち三千万円は補助金整理の法律の審議の際に、国会の御要望がございまして、われ／＼の当初の案では二十トン未満を国庫負



担の対象にするということをごさいます。百トン未満にそれを広げた方がよいというよう強い御要請があつたわけでございまして、今回その御要望を尊重いたしまして、拡張いたしましたに伴いまして三千百万円の不足が生じますので、その三千百万円と、昨年度におけるこの会計の赤字九千四百百万円その他を通算いたしました。合計一億三千九百万円を今回の補正に際し追加計上いたしました。

七番目といたしまして、郵便貯金特別会計損失補填の増加七億四千三百百万円がございまして、これは郵便貯金特別会計の二十八年度の決算における支払利息の不足、これを一般会計から補充しなければならぬという法律の規定になつておりますので、この機会にこれを補正としてお願いいたしておるわけでございまして、

以上歳出についてあらまし申し上げましたが、次は財源でございます。

財源のうち、三百五億三千三百万円、これは歳出の節約及び不用によつてまかなつておるわけでございまして、まず歳出の節約でございますが、これは百五十三億四千七百万円でございます。この点につきましましては、前国会におきまして予算について三党の共同修正が行われました場合に、予備費を減額して財源に供されたのでございまして、その際その予備費を減額いたしました五十億以上のものにつきまして、予算の実行上節約をして予備費の財源を捻出するようにという御趣旨があつたわけでございまして、さらにその後繊維消費費税の不成立あるいは入場税の減収、そういったような事態が起つて参りまして、歳入歳出を通じまして約二百億の欠陥を生じたわけでございまして、

でございます。それにつきまして政府部内におきましては六月二十九日節約を申し合せまして、合計百九十九億を予算の実行上節約することといたしておつたわけでございまして、今回そのうち四十五億五千三百万円を除きました残り百五十三億円を修正減少いたしました。今回の補正の財源に供したわけでございまして、四十五億五千三百万円はいわゆる節約解除でございまして、公共事業費につきましては三%、道路につきましてはそのほかにさらに七%、その他各省にまたがりまして、やむを得ざる経費のために節約を解除いたしましたもの、合計四十五億五千三百万円になるわけでございまして、これを差引きました残額百五十三億円を今回修正減額いたしましたわけでございまして。

不用額、これは百五十一億八千六百万円でございます。そのおもなものを申し上げますと、まず日本電信電話公社交付金五億円、これは電信電話公社がございまして、さらに国際電信電話が分離いたしました際に、政府が持つております国際電信電話株式会社の株式は、これを証券市場で売却して、その代金を電信電話公社に交付することになつておりまして、本年度予算におきましても五億を計上いたしておりましたが、最近の証券市場の情勢では、この処分がなか／＼できないのでございまして、そこで歳入も上りませんが、歳出も五億円不用になるわけでございまして。

次は国債諸費における不用額二十七億四千八百百万円、これは当初予算におきましては、大蔵省証券の発行を予定して、その発行差額等を予算に計上いたしておりましたが、現実には大蔵省証券を発行

するに至りませんので、その不用額、さらに国債整理基金特別会計における剰余金を充当すること等によりまして、一般会計からの繰入額を二十七億四千八百百万円削減いたしました。今回の補正の財源に供しました。

次は輸入食糧価格、調整補給金、これが一番大口でございますが、九十億当初予算に計上いたしました金額をまる／＼不用額として落し、今回の補正財源に供しました。御承知のように、海外における米麦の国際的需給事情が大分緩和して参りまして、米麦の海外市価が下つております。従いましてこの価格調整補給金九十億円がまる／＼不用になるわけでございまして、それを今回の補正の財源に供したわけでございまして。

さらにもう一つは、外航船舶建造資金貸付利子補給二億八千三百万円、これは本年度の新造船の着工が大分遅れておりますこと、さらに利子補給の対象になる融資額等をしぼりました結果、これだけ不用になるわけでございまして、これが不用額のおもなものでございまして、そのほか各省を通じまして、極力不用財源を洗い、節約額をあさりまして、今回のこの補正財源に供したわけでございまして。

歳入でございますが、歳入の増加差引二億九千九百万円、その内訳は租税及び印紙収入におきまして六十五億円の増、これは先ほども申し上げましたが、繊維消費税が八十五億円、不成立によりまして穴が明いております。それに対しまして法人税の収入が百五十億円増加する見込みでございます。差引六十五億円の租税収入の増加に相なつております。

次に専売益金は減少五十二億三千九百万円でございます。最近経済情勢の推移もございまして、タバコの売れ行きは、高級品の売れ行きがぶり、新生等の売れ行きが伸びております。売上げの本数におきましては大体当初の予算と大差ございせんが、高級品の売れ行きが減退いたしました結果、売上げの金額が大分減つて参りまして、そのために歳出につきましても、あらゆる節約の努力をいたしました。結局五十二億三千九百万円の納付金の減少を免れないわけでございまして、今回の補正に際し修正減額いたしておるわけでございまして。

次は政府資産整理収入四十九百万円、これは増と減の両者がございまして、減の方は先ほど申し上げました国際電信電話株式会社の株券の売却ができなかつたことによる減の五億円。増の五億四千九百万円は、公共事業の地方直轄分につきまして、地方団体の分担金を従来は現金で納めていたおりましたが、昨年特例がございまして、地方債証券をもつて納付していただくということになりました。その地方債証券の条件が本年の初めに決定になり、それに基づいて本年度元利の償還になりますものが五億四千九百万円、差引補正増四十九百万円ということになつております。

雑収入でございますが、補正額十億一千九百万円でございます。内訳は、増加二十六億円。これは決算の確定による日本銀行納付金の増加でございます。それに対する修正減三十六億円、そのうち十九億二千万円は、先ほどもちよつと触れました入場税の税率が引下げられたことに伴う減収でございます。すなわち入場税は一割を一般



会計がいたくということになつておりましたが、七十億も減収するというようなことに相なりましたので、一割を一般会計がいたくというのを御遠慮いたしまして、まる／＼十九億円を修正減少いたしたわけでございます。もう一つの減の要因は、先ほど触れました公共団体の直轄事業の分担金に関連しておりますが、これが地方債証券をもつて納付することができなくなりまして、その条件が決定せられたことに伴ひまして、当初予定いたしておりました分担金の収入が十七億円減少するわけでございます。それをここに計上いたしておるのでございます。差引十億一千九百万の減少に相なります。

以上一般会計につき申し上げましたが、特別会計、政府機関につきましてごく簡単に申し上げますと、特別会計につきましては、修正をいたしましたものは合計七つございます。

そのうちのおもなものについて申し上げますが、交付税及び譲与税配付金特別会計、これは先ほど地方財政に関連した諸般の経費がございましたが、なかんずく地方交付税交付金の増加、入場譲与税の不足補填のための一般会計からの繰入れ、それに伴う特別会計の修正でございます。

その次は国有林野事業特別会計、これは主として災害関係の修正でございます。収入の面では、災害によりましていわゆる風倒木を生じ、それを処理いたすこと等によります収入の増加、それから歳出の方は、冷害対策事業として治山治水、林道等の事業を施行するための経費並びに国有林野についての災害復旧事業費、それを修正

計上いたしております。

その次は失業保険特別会計でございますが、先ほど申し上げましたような失業保険金の支払いの増大、一般会計からの繰入れの増額に伴ひまして、本会計につきまして所要の修正を行つております。

このほか農業共済保険、漁船再保険、郵便貯金、この三特別会計につきましては、一般会計からの繰入れに伴う修正をそれ／＼計上いたしております。

もう一つ国立病院特別会計がございますが、これは予算の修正ではなく、債務負担行為の修正でございます。国立病院の整備を能率的に実行するためには、翌年度にわたる債務を負担する道を開きま

すことが、工事を能率的に進行できる。かような観点から債務負担行為を三億円増額をお願い申し上げます。

次は政府関係機関でございますが、専売公社と国鉄の二つにつきまして修正をお願い申し上げます。

専売公社は、先ほど申し上げましたような、売れ行きが減に伴う事業費の当然減のほか、建設及び造林費等につきまして極力圧縮に努めまして、五十二億円の納付金の減に食いとめたのでござい

ますが、それに伴う日本専売公社の予算の修正をお願い申し上げます。

国有鉄道につきましては、損益勘定の経理が大分苦しくなつて参つております。これは旅客収入はさほどでもございませぬ。むしろ増収になつておりますが、最近の経済情勢の影響もありまして、貨物収入が大分減収になつておる。そのほか雑収入等の減もございま

して、結局二十五億損益勘定で減収が起つております。

一方歳出の方はどうかと申しますと、災害関係で約四十一億円くらい足りなくなつております。このうちには函館の洞爺丸遭難者の弔慰金等も入つておりますが、そういつたことで損益勘定が大分悪化しております。これに対して極力節約を実行し、また予備費を充当し、さらにはやむを得ず資本勘定への繰入れを減らすということ

で善後措置を講じておるのでございまして、そのための修正が必要で

ございます。

さらに資本勘定におきましては、起債市場の状況から考えまして、鉄道債券の発行額が予定よりも大分減つて参りました。そのほかにはたいま申し上げた損益勘定の繰入れが減る。従つて約四十億円くらい資金が足りなくなるわけでございますが、これに対しましては工事勘定で極力節約をいたしまして、どうしても災害復旧工事であるとか、あるいは新線関係等の関係で増加するものもござい

ますので、結局資金不足を補填するために、三十二億円を資金運用部から追加借入れをすることにいたしまして、修正を計上いた

してございます。

工事勘定につきましては、ただいま申しました新線の関係、さらに災害復旧事業費の増加に対して極力節約を実行いたしまして補填をすることにしたし、足りないところを今の資金運用部からの借入れにまつという趣旨で、国鉄公社の修正を計上いたしておる次第でございます。

以上はなほだ粗雑でございますが、一応御説明を終らしていただ

きます。

## 二、衆議院予算委員長報告(十二月四日)

○倉石忠雄君 ただいま議題となりました昭和二十九年年度予算補正三案について、その審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本補正予算は、今日二月より審議を開始いたしましたので、本日討論採決を行つた次第であります。

まず一般会計における予算補正額を見ますに、歳入及び歳出とも二億九千一百万円の増加であり、補正後の昭和二十九年年度一般会計予算額は九千九百九十八億七千九百万円となつております。今回の補正予算は、災害復旧、社会保障、地方財政関係等の費用を主とした補正増加を内容とするものでありますが、現下の諸情勢に対応し必要欠くべからざるもののみを計上いたしましたのであります。

御承知のごとく、本年度当初予算は三派共同修正によつて成立いたしました。その後の金融、財政、貿易、物価等の経済諸指標はおおむね所期の効果を示しております。しかしながら、一面において災害の発生、失業者の増加等がありましたので、当初予算の基本方針を踏襲いたしながら、真に必要な諸経費だけを計上いたしましたものがこの補正予算であります。

すなわち、まず当面最も必要な本年度の災害復旧費六十九億円を計上し、また、緊縮政策に伴う社会的摩擦を救済するために、最近の生活保護受給者、失業保険受給者あるいは失業対策事業の実績、



状況等にかんがみて社会保障関係費百十七億円を増加し、地方財政関係費といたしましては、義務教育費国庫負担金、地方交付税交付金、警察費補助、地方譲与税譲与金等の増加八十四億円を計上いたしているであります。その他、新規の政策的経費といたしましては、主として炭鉱地帯の失業者を吸収するため緊急就労対策事業費が計上されております。

これらの歳出増加額の総計は三百八十億余万円でありまして、一方これに対して歳出の減少が三百五億余万円見込まれている次第であります。そのうち歳出の節約による分が百五十三億余万円でありますが、この節約は、当初予算成立の際の三派共同修正の趣旨を尊重いたしましたので、災害復旧費を除き、すべての経費にわたつては、次第であります。次に、歳出の不用額として百五十一億余円が見込まれておりますが、その内容は、輸入食糧の値下りにより不必要となりました価格調整補給金九十億円、大蔵省証券発行の必要がなくなりましたための国債費の減二十七億円余、外航船舶建造資金貸付利子補給の不用額二億四千万円余などのおもなものであります。以上歳出の増加額三百八億余万円から歳出の減少額三百五億余万円を差引きました二億九千九百万円が歳出の純増加となつております。歳入につきましては、繊維品消費税法案の不成立による歳入欠陥金の減少十九億四千万円等、減少の総計額は百五十六億四千万円に達しているの純増は九億五千万円となつております。歳入の増減を差引きますと、純増加額は二億九千九百万円となり、歳出増加額に見合

つての次第であります。八十五億円、高級タバコの売れ行き不振による専売益金の五十二億円の減少、交付税及び譲与税配付金特別会計よりの受入

以上は一般会計歳出入の補正の内容でございますが、特別会計、政府関係機関予算におきましても、一般会計の補正に関連した補正がおもなものであります。

国有鉄道の予算におきましては、第十五号台風及び洞爺丸等の海難による被害等災害費の増加に加えまして、最近はまだ貨物収入の減少が四十五億四千万円見込まれ、その他工事勘定の収入において公社債の未消化二十七億円の穴を生じておる次第であります。これらに対しまして、借入金増三十二億円、減価償却費の減少、物件費の節約等によつて収支バランスがはかられておるわけでありまして、

さらに、地方財政について申し上げます。前に申し上げました通り、今回の補正による地方への負担金、交付金等の増加額は八十四億四千万円ありますが、このほかに公共事業の負担金を地方債証券で納付し得ることとなつたこと、また資金運用部からの借入れも一応三十億円を予定いたしておることなどを考慮いたしますれば、地方の財政難をある程度緩和し得るものと思われのであります。また、政府の答弁によりますれば、二十八年度までの赤字に対しましては地方財政再建整備法案の準備をいたしており、三十三年度予算において適当な方法を講ずることとなつておられますが、本年度につきましては、以上の補正により赤字を出さないよう地方自治体側の努力を要請したいとのことでありました。

なお、委員会の審議におきましては、当面の緊迫せる政局問題、外交、経済その他の問題につき活発なる質疑応答が行われたのであります。これらの詳細は速記録をごらん願うことにいたします。

質疑は本日をもつて終了いたしました。討論に先立ちまして、中曾根康弘君より吉田内閣総理大臣問責決議案が提出されまして、多数をもつて可決いたしました。

なお、両派社会党並びに労働党より予算の編成がえを求めるとの動議が提出され、政府原案と一括討論に付し、採決の結果、組みかえ動議は否決され、政府提出の原案が多数をもつて可決された次第であります。

なお、原案の可決に際しまして、次のごとき附帯決議案が自由、民主両党からそれぞれ提出されました。すなわち、自由党の予算案に対する附帯決議の内容を申し上げます。

予算案に対する附帯決議

- 一、政府は累年災害を受ける被害地域を救済する目的を以つて必ず普通国会において適切な立法化を行うべきである。
- 二、政府は中小企業の年末金融につき早急に遺憾なき措置を講ずべきである。
- 三、政府は地方公共団体の年末融資につき速やかに適切な措置を講ずべきである。

次に日本民主党の附帯決議の内容を申し上げます。附帯決議

昭和二十九年年度一般会計予算補正(第1号)

一、政府は、災害予算の配分及び工事実施につき、従来の運営に省み努めて厳正かつ重点的に行使し、もつて実効を期すべきである。

二、政府は、累年災害を受ける地域の被害復旧に対し、通常国会において適切な立法化を行うべきである。特に、本年度災害激甚地の救済事業を徹底して民生を安定し、農業再生産の確保に遺憾なきことを併せ期すべきである。

三、政府は、中小企業の年末金融につき、速やかに適切な措置を講ずべきである。

四、政府は、地方公共団体の年末融資につき、速やかに適切な措置を講ずると共に、既往赤字の克服と、将来の健全財政確立に資する抜本的施策を講ずべきである。

以上であります。この二つの附帯決議はともに多数をもつて可決された次第であります。

三、参議院予算委員長報告(十二月六日)

○小林英三君 只今議題となりました昭和二十九年年度一般会計予算補正(第1号)、昭和二十九年年度特別会計予算補正(特第2号)、及び昭和二十九年年度政府関係機関予算補正(機第1号)の予算委員会におきます審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

先ず順序といたしまして、右予算補正の内容を簡単に御説明申し上げます。一般会計は今回の補正により、歳出において三百八億円を



追加しておりますが、その財源は三百五億円を歳出の節減等により、不足分三億円を歳入の増加により、それ〴〵賄つておるため、補正後の昭和二十九年 一般会計予算の総額は、歳入歳出とも九千九百九十八億円にとどまつております。

歳出の主なるものを申し上げますと、第一は災害復旧事業費でございます。本年五、六月頃の暴風雨、第五号台風及び第十二号乃至第十五号台風による災害の復旧につきまして、災害復旧事業費として六十九億円を計上しております。今年の災害につきましては、今回の補正と、すでに予備費から支出されましたもの並びに今後予備費充当予定額をも含めると、本年度内に施行せられます事業費総額は百二十九億円となり、査定額のおおむね二割五分を復旧で充てるように相成つておるのでございます。又このほか災害地の救済土木事業費といたしまして、予備費の支出並びに一般会計及び国有林野事業特別会計におきます節約額の振替使用によりまして、今回の補正とは別個に二十二億円を支出することに相成つております。

第二は、社会保障関係経費でございます。最近の社会情勢の推移に対処するために、生活保護費及び失業対策費につき、それ〴〵七十億円及び三十七億円を追加計上したほか、炭鉱周辺地の失業者の就労対策を更に強化するために、新たに緊急就労対策事業費といたしまして九億円を計上いたしておるのでございます。

第三は、地方財政関係の経費でございます。先ず地方交付税の増四十億円につきましてありますが、右は、法人税の自然増収が与金受入の追加と入場税収入の減少とによる補正を行なつたのを初めといたしまして、国有林野事業特別会計、失業保険特別会計等七会計につきまして、それ〴〵所要の補正を行なつておるのでございます。

又政府関係機関につきましては、日本専売公社について、たばこ収入の減少等に伴う補正を行なつたほか、日本国有鉄道につきましても所要の補正を行なつております。以上が今回の補正予算の概要でございます。

さて、本案の審議に当りましては、先ず十二月二日小笠原大蔵大臣より提案理由の説明を聞き、四日衆議院からの送付を待ちまして、五日より本審査に入り、緒方副総理ほか各省大臣に対する一般質疑を行いました。その概要につき申し上げますと、今回の補正に当り百五十三億円の節約と関連し、政府は当初予算につき閣議で約二百億円に上る節約を申合せたのであるが、その結果一部の省では事業量の変更を余儀なくされたと報告されている、このような政府の措置は旧憲法下の実行予算と同様であつて、予算修正を規定した財政法第二十九条第二項を置いた趣旨に反するのではないかと、この質疑に対しまして、政府は、「先の閣議申合せは予算を変更したものではないとして、ただ予算執行に当り極力節約すべきことを申合せたのである、これは予算編成後相当物価の低落を見たのみならず、前国会における三派修正の際、節約が可能であるとの院議に副うよう努力したのであり、その実行上にも予算の目的や事業量に變動を来たさしめぬよう注意を払つておる。節約の結果事業量が変つたも

見込まれること、並びに地方交付税の定率について本年度に限り百分の一九・六六を一九・八七四に改訂することによる増加でございます。警察制度改正に伴う都道府県警察費の不足額に充当することになつております。次に、第十九国会におきます入場税法の成立遅延と税率の引下げに伴う減収額を一般会計から補填するため、地方譲与税譲与金といたしまして三十五億円を追加計上しております。

第四は、その他の経費でございます。即ち義務教育費国庫負担金といたしまして、二十八年度の不足額を補填するために八億円、二十八年度の異常災害による農業共済再保険特別会計の赤字を一般会計から補填するために農業保険費といたしまして十二億円を計上する等、所要の経費につきまして必要最小限度の補正を行なつておるのでございます。

次に財源につきまして申し上げますと、法律案の不成立に伴う雑消費税の減八十五億円、専売公社納付金の減五十二億円、入場税の一般会計繰入の停止による減十九億円、合せて歳入欠陥は百五十六億円でございますが、他方法人税の増百五十億円、その他の増九億円を見込み、差引き歳入の増加が三億円であります。これに物件費、施設費等の節約百五十三億円、及び輸入食糧価格調整補給金等の不用百五十二億円とを合せましたところの三百八億円を以て、先に申上げました歳出増加に充てようとするものでございます。

次に、特別会計につきまして申し上げますと、交付税及び譲与税配付金特別会計につきまして、一般会計の補正に伴う交付金及び譲与税のや、目的を変えたものにつきましては、今回補正として提案していただくから、何ら財政法には触れるものではない」と答弁されたのであります。又今回の補正の最大眼目である二十九年度災害復旧費につきましては、「従来の方針である初年度三割、次年度五割、三年度二割という線を崩し、二割五分としていたのは何故であるか」という質疑に対しまして、「二十八年度の大災害の復旧率は大体二二％であつて、今回はこれよりも若干上廻つておる。又二割五分といつても、直轄事業と補助事業との平均で、事業の着手は緊急度の高いものから重点的にやるように指示しておる」との答弁がございました。地方財政の関係では、「今回の補正で地方交付税交付金として四十億円が追加されておるが、うち三十億円は法人税の自然増収のはね返りである、元来自然増収に伴う部分は清算して次年度の交付金とするのは交付税法の定めるところであるにもかかわらず、本年度の警察費不足に充当したことは財政難の地方団体に更に不利益を及ぼすこと、又本年度に限り交付税の定率を変更するというのも、地方財政平衡交付金制度を改めて地方交付税交付金となした趣旨を没却するものではないか」との質疑がございました。これに対しまして政府は、「警察費の算定に誤りがあつて歳出が變つたのであるから、本年度租税収入に自然増収が見込まれる場合には、交付税を増額するのは当然である」との答弁がなされました。なお、「累積する地方財政の赤字の措置をどうするのか、年末資金として地方団体は四百億円以上の融資を要望しているということであるが、どうなつてゐるのか」との質疑に対しまして、「二十八年度ま



での地方赤字については、その原因を究め、地方団体の財政再建への努力を検討した上で、地方財政再建整備法によりその整理を進めたい。年末対策といたしましては四十億円の短期融資を認めることに決定している」との答弁がございました。

次に、余剰農産物購入に関する対米交渉に関する諸問題についてでございますが、「この援助は、日本側の防衛態勢の増強を条件とするものではないか。又、日本に与えられる借款の用途は米国の承認を経ねば使用できないのではないか。学童給食用の一千五百万ドル贈与は、今後何年期待していいのか。余剰農産物の買入れは日本の通常需要の枠内であるか追加であるか」など、多くの質疑に對しまして、対米折衝の衡に当られました愛知通産大臣より、詳細に説明がございました。それによりますと、「今回の対米折衝に際しては、日本の防衛強化について一切話し合つたことはない。一千五百万ドル分の贈与については少くとも三カ年は期待し得ること。購入する余剰農産物は日本の通常需要の枠内であること、借款の細目は決定していないが、来年度予算に響くので年内に目鼻がつくよう交渉を進める方針であること。それから借款の用途は、農業開発投資その他につき大綱の了解を得れば、日本側で決定し得るといふこと」でございます。

次に、食管会計に関連する問題であります。今回の補正予算に見られる通り、輸入食糧補給金は不必要となつたばかりか、輸入食糧については食管会計に黒字が出るが、それは消費者価格の引下げに使用するつもりであるか、又は食糧増産に向けるつもりである

か、又、今後の食糧管理の根本方針如何」との質疑がありました。これに對しまして「食糧管理制度につきましては根本的に検討するつもりであるが、差当りは現在の制度を続けるものとして予算化せざるを得ない。又外麦輸入から得られる利益は、食糧増産に振り向けたいが、消費価格についても併せ考へる必要があるので、慎重に研究したい」との答弁がございました。

次に、予備費に関連いたしました。本年度予備費は現在どのくらい残つてゐるか、総選挙の費用は幾らかかるか。その額は予算に計上されてゐるのか」との質疑に對しまして「本年度の予備費は八十億円計上されており、現在約三十六億円残つてゐるのであるが、併しながら災害復旧費、租税還付加算金等すでに使用を予定されてゐるものも多い。総選挙の費用は現行法では十四、五億円、改正法によるとこれより若干増加するものと思うが、その費用は、予算に計上されてゐない。総選挙が若し行われる場合には、予備費の中から差繰つて支出する」との答弁がございました。

最後に、六日には吉田内閣総理大臣に對しまして総括質疑を行う予定でありましたところ、病氣のため欠席せられ、総理に對する総括質疑は不可能と相成りましたので、小笠原、相馬、鶴見及び木村禧八郎の各委員から、緒方副総理並びに福永官房長官に對し、この問題に関連いたしました質疑がございました。その他、委員会の質疑応答は極めて広汎に亘つたのであります。その詳細につきましては、速記録によつて御了承願ひたいと存じます。

かくて質疑を終局し、討論に入りましたところ、まず日本社会党

第四控室を代表いたしました。三輪委員より反対、自由党を代表いたしました。池田委員より賛成、日本社会党第二控室を代表いたしました。相馬委員より反対、緑風会を代表いたしました。早川委員より賛成、無所属クラブを代表いたしました。木村委員より反対、日本民主党を代表いたしました。武藤委員より賛成の旨、それ〴〵述べられました。

よつて討論を終結いたしました。採決の結果、本委員会に付託せられました予算補正三案はいずれも、多数を以ちまして原案の通り可決すべきものと決定いたしました次第でございます。

以上、御報告申し上げます。



◎昭和二十九年特別会計予算補正(特第2号) (昭和二九、一二、六成立)

- 一、提案理由(十二月二日)  
(昭和二十九年一般会計予算補正(第1号)の提案理由と一括して掲載)
- 二、衆議院予算委員長報告(十二月四日)  
(昭和二十九年一般会計予算補正(第1号)の委員長報告と一括して掲載)
- 三、参議院予算委員長報告(十二月六日)  
(昭和二十九年一般会計予算補正(第1号)の委員長報告と一括して掲載)

◎昭和二十九年政府関係機関予算補正(機第1号) (昭和二九、一二、六成立)

- 一、提案理由(十二月二日)  
(昭和二十九年一般会計予算補正(第1号)の提案理由と一括して掲載)
- 二、衆議院予算委員長報告(十二月四日)  
(昭和二十九年一般会計予算補正(第1号)の委員長報告と一括して掲載)
- 三、参議院予算委員長報告(十二月六日)  
(昭和二十九年一般会計予算補正(第1号)の委員長報告と一括して掲載)



### ○内閣総理大臣の政府の所信に関する演説

(昭和二十九年十一月三十日)

○國務大臣(吉田茂君) 第二十回国会にあたり、ここに政府の所信の一端を述べる機会を得ましたことは、私の最も喜びとするところであります。

私は、九月二十六日羽田を出発して、五十余日にわたり、カナダ、フランス、西ドイツ、イタリア、グアチカン、英、米の七箇国を歴訪し、昨年皇太子殿下御訪問に対する歓待並びに終戦後わが国に寄せられた各国の好意及び援助につき謝意を表するとともに、右各国とわが国との間に横たわる各種の問題について互いに隔意なき意見を交換し、相互の理解を深め、もつて今後一層の親善関係増進に資せんとしたものであります。

カナダ、フランス、西ドイツ、イタリアの各国におきましては、通商貿易の均衡拡大につき意見を交換し、経済上のます／＼緊密な関係を維持発展せしむること、すみやかに通商航海条約の成立をはかることにつき、強く要望いたしましたのであります。

英国においては、わが国のガット加入及び通商航海条約の締結に對し好意的考慮を要望し、また、先方よりは平和条約第十六条の戦時俘虜救恤に関する義務履行の要求に對し早急にこれを履行すべく努力する旨私は答えておいたのであります。

米国においては、日米両国の友好的な協力の精神を相互に確認し

たほか、東南アジアの経済開発促進につき懇談をいたし、また余剰農産物一億ドルの受入れにつき意見の一致を見たほかに、旧小笠原諸島住民の帰還問題につき申入れをなしたのであります。先方よりは、これを好意的に考慮すべき旨の回答を得たのであります。このほか、米国民間銀行よりの借款について了解を得ましたほかに、世界銀行その他からの借入れ等についても協議を進めて参りました。

また、戦犯者釈放についても、関係国に對してこれが早期解決方を要望したところ、それ／＼好意ある考慮を約束してくれたのであります。

今回の旅行を通じて私の受けた強い印象は、列国の日本に對する関心と期待は、敗戦後の今日といえども、戦前に比べて決して薄らいでおらないということであり、この点について、われわれは決して民族的自信を動かしてはならぬと考えるのであります。同時に、私の心を最も強く打ちましたことは、訪問した諸外国に對しては戦後の復興がまことに目ざましいものがあるのであります。わけて、貿易の自由化と通貨の交換性回復という国際経済の大勢に沿つて政府、国会を問わず真剣な努力が払われていることであり、今後の日本は経済自立への真剣な努力と国際的な友好協調とにその進むべき道があることは申すまでもないのであります。それには、まず何よりもわが国内の政治、経済態勢の確立こそ根本的な条件であり、これがあつてこそ初めてわが国も国際社会に復帰し得る資格が生ずることを痛感いたして参つたのであります。

さらに、注意を新たにせねばならぬことは、今日の自由諸国を通ずる最大の問題は共産主義に對する対策であります。これら自由諸国は、わが国に對しても旧敵国関係の感情を一擲して、わが国を自由諸国側に引入れんとする考えより、わが国に對して親善関係をつくらんとするものと見られることは最も明瞭なのであります。他面、共産側の浸潤政策の目標がわが日本を含むアジア諸邦に最も強く向けられておる事実十分に思いをいたさなければならぬと考えるのであります。私は、この對共防衛のためには、東南アジアの経済を開発し、もつてこれら諸国民の生活が向上することの急務なることを過般ワシントンにおいて力説いたしましたところ、その後漸次具体化の傾向にあることは、まことに喜ぶべきことであります。

懸案の賠償問題も、先般ビルマとの間に平和条約と賠償協定を締結いたしましたことにより解決の端緒を開いたことは、まことに欣快にたえないところであります。これを先例として、今後フィリピン及びインドネシア各国との賠償問題をも逐次解決して、かくして東南アジア諸邦との経済協力と親善強化を推進し、一面もつて共産攻勢に對し間隙なからしめたい所存であります。

今回提出の昭和二十九年度補正予算につきましては、大蔵大臣から説明いたしますが、予算関係法律案及び予算案の前国会における修正等に伴ひまして、歳入歳出につき所要の補正を行うほか、本年度発生災害の急速な復旧、経済健全化に伴う社会保障関係経費の充実、警察費その他地方財政の財源不足を補填するための地方交付税交付金の増額等、必要最小限度の経費に限り補正を行うことと

内閣総理大臣の政府の所信に関する演説

たし、他面、財源といたしましては、主として既定経費の節減等によりまかなうことにならして、極力財政規模の圧縮に努めた次第であります。財政経済の基本方針としては、当面あくまでも緊縮方針、均衡財政を堅持すべきことはあらためて申すまでもありません。その成果がようやく上つて参りました今日、その基本方針から生ずる摩擦を除去し、かつ国民経済と国民生活の堅実なる発展をはかるため、この際積極的な諸施策を講ずる所存であります。すなわち、引締め政策を堅持しつつ、生産と貿易の拡大を総合的、計画的に進め、もつて産業の繁栄をはかり、同時に中小企業の積極的育成策並びに失業対策、生活保護等の社会保障諸施策に對し万全を期する覚悟であります。

なお政府は、補正予算のほか、これに関連する所要の法律案を提出いたします考えであります。切に各位の御協力を希望いたします。



### ◎大蔵大臣の財政に関する演説

(昭和二十九年十一月三十日)

○國務大臣(小笠原三九郎君) 政府は、ここに昭和二十九年年度補正予算案を国会に提出して御審議を煩わすことといたしました。

今回の補正予算案の編成にあたりましては、本予算編成後に生じました諸事情に基づき、本予算に対して所要の調整を加えることとためたのでありまして、従来の政策全般を貫く基本的の構想は何ら変更していません。従いまして、補正の項目も、本年度発生災害復旧費、社会保障関係経費、地方交付税交付金等、必要最小限度の経費に限つてその所要額を追加計上いたしますとともに、その財源は主として既定経費の節減によりまかなうこととし、総額は本予算同様一兆円を堅持いたしましたのであります。すなわち、一般会計の歳出の追加額は三百八億円であり、これに対し、歳入の増加額は三億円であります。その差額三百五億円は歳出の節減等によりまかなうこととし、これにより、昭和二十九年年度一般会計予算総額は、歳入歳出とも九千九百九十八億円で相なるのであります。

次に、その内容について概略御説明いたします。

第一は災害復旧事業費であります。本年度発生災害の復旧並びに冷害対策につきましては、現在まで予備費支出等をもつて措置して参つたのでありますが、今回、本年度内の復旧事業費として、予備費充当額のほかに六十九億円を新たに計上して、その復旧の促進に

努めることといたしております。

第二は社会保障関係経費であります。経済の健全化の推進に伴う社会情勢の推移にかんがみまして、生活保護費及び失業対策費につき、それ〴〵七十億円及び三十七億円を追加計上いたしますとともに、公共事業費節約額の一部の組みかえ等によりまして、新たに緊急就労対策事業費九億円を計上し、失業者、生活困窮者等の生活の安定に資することといたしました次第であります。

第三は地方財政に関する措置であります。まず地方交付税交付金であります。本年度におきましては、法人税の自然増収に伴う増加と、本年度に限り所得税及び法人税の収入見込額に対する定率を若干引上げることによる増加とを合せて四十億円を追加計上いたしました。これは都道府県警察費の不足を補填するためのものであります。

また、地方譲与税譲与金につきましては、本年度に限り譲与税額が法定されておりますが、他面税収の減少が見込まれますので、不足財源を一般会計から補填するため三十五億円を計上いたしましたのであります。

なお、義務教育費国庫負担金につきましては、前年度の不足額を補填するため八億円を計上した次第であります。

以上のほか、所要経費について必要最小限度の補正追加をいたしました。

これらの歳出の増加に対する財源は主として既定経費の節減によりまかなうことといたしましたのであります。すなわち、法律案の不成

立による繊維品消費税の歳入欠陥、その他歳入の減少の見込まれる反面、法人税等の増収が予想されますので、差引歳入の増加額三億円のほかは、物件費、施設費等既定経費の節減等三百五億円をもつてこれに充てることといたしましたのであります。

以上のほか、特別会計及び政府関係機関の予算につきましては、日本国有鉄道、日本専売公社、その他必要最小限度のものに限り補正予算を提出いたしました次第であります。

何とぞ政府の方針を了とせられ、本補正予算案に対して、すみやかに御賛成あらんことをお願いいたします。

なお、この機会に、わが国経済の現況と、これに対する今後の方針につき一言申し述べたいと存じます。

政府は、昭和二十九年年度予算の編成にあたりまして、国際収支の均衡を回復し、経済自立の基盤を確立するために、通貨価値の安定をはかり、経済の健全化を推進することをもつて財政経済施策の中核とすることとしたのであります。これに伴い、昨秋以来、政府は財政規模の圧縮、金融の引締めを中心とする一連の経済健全化政策をとつて参りましたが、本年二月以降漸次その効果が現われ、物価の下落、国際収支の好転に見られますように、今日までにおおむね所期の成果をあげ、日本経済は全体としてかなりの改善を見つたと申し得るのであります。

すなわち、卸売物価につきましても、今年二月を境として逐月下落を続け、最近においてはピーク時に比べ約七%の低落を見ておるのであります。一昨年来騰貴を続けておりました小売物価も、本年

初頭よりようやく横ばいしないし下押し傾向を示して参りました。また、金融の基調も正常に復し、市中銀行の本年十月に至る一年間の対民間貸出しの増加額は前年同期の四七%にとどまつており、他面、郵便貯金、定期預金等の貯蓄性預金は順調に増加いたしました。日本銀行券の発行高も、財政資金の散布超過にもかかわらず順調な推移を示しており、八月半ば以来常に前年同期を下まわる状況であります。これらの事實は、経済健全化政策の浸透と国民の通貨価値に対する信用度の向上を物語るものであり、一年前に憂慮されておりましたインフレ気構えはおおむね解消したと思われるのであります。

このような通貨及び物価事情の好転に伴い、輸出は三月以来毎月伸長を示し、本年度上半期の実績は前年同期に比し二七%の増加となつております。一方、輸入は、金融の引締め、不要不急品の輸入抑制等の措置により三月以来漸減し、上半期は前年同期に比べて七%減少したのであります。

このような輸出の増加、輸入の減少によりまして、特需収入の相対的な減少にもかかわらず、国際収支において、赤字は一月の八千八百万ドルから逐月減少し、六月には遂に一千百万ドルの黒字に転ずるに至りました。以後、七月千八百万ドル、八月三千八百万ドル、九月三千九百万ドル、十月五千三百万ドルと黒字を続けておるのであります。

もとより、経済健全化政策のこのような成果の陰には、施策の進展に伴う摩擦的現象として手形の不渡り、失業等の事例も見受けら



れるのでありますが、政府といたしましては今後ともあとう限り善処する所存であることは、あらためて申し述べざるまでもございませぬ。今日、世上一部においては、安易を求めるの余り、現在政府がとつております政策の緩和を望む向きも見られるのでありますが、諸般の事情の好転にもかかわらず、なおわが国経済の前途には楽観を許さぬものが多々あるのであります。

昨年来の米国における景気後退の現象は本年半ばをもつてほぼ終息したと考えられますが、英国、西独、その他西ヨーロッパ諸国におきましては、それ／＼自国経済のインフレ傾向を抑圧し、国際競争力の培養に努め、通貨の交換性の回復、貿易の自由化等に向つて着実な歩みを続けているのであります。今後の海外市場における競争はますます熾烈を加えることを覚悟いたさねばならないのであります。わが国の国際収支は最近著しく好転して参つたとは言ふものの、その背後には、ポンド・ユーザンスによる支払いの繰延べ、金融のための輸出、一部オープン勘定地域に対する債権の累積等の問題もありまして、今後特需の減少に対応する正常輸出の伸長、外貨収支の実質的改善等には、なお幾多の努力を要するのであります。従つて、政府といたしましては、現行為替レートを堅持することはもちろん、今後とも財政規模を圧縮し、金融引締めを基調をゆるめない方針であります。

しかしながら、経済健全化政策は、終局において、外国貿易の発展をはかり、経済規模拡大のための基盤を育成せんとするものであります。従いまして、国民各位におかれましても、貯蓄の増強、生

産性の向上、コストの引下げ等につき今後一層くふう努力を払われ、わが国経済自立の基盤を確立することに努められたいのであります。

さらに、わが国の国際収支の均衡が一に輸出の伸長いかんにかかつている事実にかんがみ、海外における既成市場を育成して参るとともに、ビルマ賠償問題の解決を契機として経済外交を強力に推進し、東南アジアを初めとして新しい市場の開拓に努めるはもちろぬ、中共ソ連圏との貿易についても、自由主義諸国との国際協力の線を守りつつこれを伸長せしめたいと考えております。

以上申し述べましたような苦難に満ちた道を通ることにより、初めてわが国経済の安定した拡大均衡は達成せられ、過渡的な摩擦犠牲も解消して、わが国経済の真の繁栄は築かれるのであります。万一にも安易について従来の政策を緩和いたすならば、一年有余にわたるわれ／＼の努力はすべて水泡に帰することとなるのであります。国民各位におかれましても、政府の意のあるところを了とせられ、いましばらく乏しきに耐え、なお一層の御協力を賜わりたいと存する次第であります。

法律成立経過

可—提出原案又は送付案可決、修—修正可決（委員会欄「修」、本会議欄「修」とあるのは委員会修正可決、本会議は委員長報告通り修正可決）、同一回付案同意、承—承認

法律名	提出		衆議院		参議院		成立	公布	施行年月日
	院名	月日	委員会	本会議	委員会	本会議			
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(衆議院運営委員長提出)	衆	三、六	(委員会省略)	三、六可	議	三、六三、六可	三、六	法三〇九号	公布の日
公職選挙法の一部を改正する法律(衆議院特別委員長提出)	衆	三、三	(委員会省略)	三、三可	地	三、六三、六可	三、六	法三〇九号	三、三、一
国会議員の選挙等の執行の基準に関する法律(衆議院特別委員長提出)	衆	三、三	地	三、三、四可	地	三、四三、六可	三、六	法三〇九号	公職選挙法の施行の日
自衛隊法の一部を改正する法律	衆	二、三〇	内	二、三〇三、六可	内	二、六三、六可	三、六	法三〇九号	公布の日
昭和二十九年地方交付税の総額の特例に関する法律	衆	二、三〇	地	二、三〇三、四可	地	二、四二、六可	三、六	法三〇九号	公布の日
医事法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律(参、吉米地義三君外三十八名提出)	参	四、一〇	厚	三、二二、三三、三可	厚	四、一〇二、二、元修	三、二	法三二二号	公布の日











附録

◎召集及び会期

一、召集 昭和二十九年十一月十八日附官報号外をもって、次の詔書が公布された。

○詔書

日本国憲法第七条及び国会法第一条によつて、昭和二十九年十一月三十日に国会の臨時会を東京に召集する。

御名御璽

昭和二十九年十一月十八日

内閣総理大臣 吉田 茂

二、会期

当初決定された会期 昭和二十九年十一月三十日から昭和二十九年十二月八日まで九日間

会期延長 十二月九日まで一日間

◎委員会及び委員長名

一、常任委員会

委員名	議院名
内閣	衆議院
人事	衆議院
地方行政	衆議院
法務	衆議院
外務	衆議院
文部	衆議院
厚生	衆議院
農林	衆議院
水産	衆議院
交通	衆議院
郵政	衆議院
労働	衆議院
建設	衆議院

自由党、民社党、日本社会党、日本社会党(右派)、自由派、無所属、ラブラブ、緑風会、無所属

附録

一〇三



二、特別委員会

経済安 算定	田倉佐 中石伯 彰忠宗 治雄義 (自)(自)(民)	小 林 政 三 夫 (自)(自)(民)
議院運 營	伊欠菅 東家喜 岩喜男 (民)	小 林 英 治 三 夫 (自)(自)(民)
懲罰 書館運 營	杉松寺 山九 尾一 昌一 作彦 (民)(自)	小 林 英 治 三 夫 (自)(自)(民)
海外同胞引揚及び遺家 族援護に關する調査 公職選挙法改正に關す る調査 行政監察	園田直 (民)	昭元、二、三 右
委員名	委員名	設置年月日

三、両院法規委員会

衆議院 武知勇記(自)  
参議院 松岡平市(自)

不成立法律案審議經過

法 案 名	提出 院 名	提出 月 日	衆議院		参議院		備 考
			委員 付託 月日	審 査 結 果	委員 付託 月日	審 査 結 果	
○衆議院議員提出 地方自治法の一部を改正する法律案 (前司亮君外七名提出、第十六回国会、 衆法七十七号)	衆	八、一	地	二、 三〇			
地方財政再整備法案(床次徳二君外 三名提出、第十六回国会、衆法八十七 号)	衆	八、六	地	二、 三〇			
刑法の一部を改正する法律案(八百板 正君外百三十四名提出、第十九回国会、 衆法三十三号)	衆	三、三	法	二、 三〇			
売春等処罰法案(堤ツルヨ君外十一名 提出、第十九回国会、衆法三十四号)	衆	五、〇	法	二、 三〇			
資金運用部資金法の一部を改正する法 律案(福田超夫君提出、第十六回国会、 衆法五十一号)	衆	七、二	大	二、 三〇			
接収解除ダイヤモンドの処理等に關す る法律案(中野四郎君外十一名提出、 第十九回国会、衆法十五号)	衆	三、三	大	二、 三〇			
銀行法の一部を改正する法律案(春日 一幸君外六名提出、第十九回国会、衆 法四十六号)	衆	五、七	大	二、 三〇			
水道法案(只野直三郎君提出、第十九 回国会、衆法三十五号)	衆	五、二	厚	二、 三〇			

不成立法律案審議經過



自給肥料増産特別措置法案(杉山元治郎君外十二名提出、第十九回国会、衆法二十三号)	農民組合法案(足鹿覺君外十二名提出、第十九回国会、衆法二十五号)	中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案(山手満男君外十一名提出、第十六回国会、衆法十七号)	最低賃金法案(井堀繁雄君外六十三名提出、第十九回国会、衆法十六号)	最低賃金保障金融公庫法案(井堀繁雄君外六十三名提出、第十九回国会、衆法十七号)	最低賃金法案(和田博雄君外四名提出、第十九回国会提出、衆法十八号)	最低賃金保障金融公庫法案(和田博雄君外四名提出、第十九回国会、衆法十九号)	国土開発中央道事業法案(竹谷源太郎君外二十五名提出、第十九回国会、衆法三十二号)	政治資金規正法の一部を改正する法律案(中村高一君外十九名提出、第十九回国会、衆法十号)	公職選挙法の一部を改正する法律案(島上善五郎君外十九名提出、第十九回国会、衆法三十八号)	昭和二十九年七月の大雨並びに同年八月及び九月の台風による公共土木施設等についての災害の復旧等に関する特別措置法案(瀬戸山三男君外六十四名提出)
衆	衆	衆	衆	衆	衆	衆	衆	衆	衆	衆
四、三	四、四	六、元	四、九	四、九	四、九	四、九	五、八	二、三	五、七	三、二
農	農	通	労	労	労	経	特選公	特選公	特選公	建
二、三〇	二、三〇	二、三〇	二、三〇	二、三〇	二、三〇	二、三〇	二、三〇	二、三〇	二、三〇	二、三、四、二、七、修

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案(吉川久衛君外百二十一名提出、衆法三号)	国会法の一部を改正する法律案(菅家喜六君外七名提出)	公職選挙法の一部を改正する法律案(鍛冶良作君外一名提出)	昭和二十九年における台風及び冷害により被害を受けた土地改良区及び借入金の特例に関する法律案(川俣清音君外十四名提出)	地方交付税法の一部を改正する法律案(西村力弥君外七名提出)	昭和二十九年七月の大雨、同年八月及び九月の台風並びに同年の冷害による被害地域に行われる国民健康保険事業に対する資金の貸付に関する特別措置法案(青柳一郎君外六十八名提出)	選挙区制等調査委員会法案(鍛冶良作君外三名提出)	公職選挙法の一部を改正する法律案(島上善五郎君外一名提出)	外資に関する法律の一部を改正する法律案(柴田義男君外百三十二名提出)	昭和二十九年の年末の賞与に対する所得税の臨時特例に関する法律案(井上良二君外百三十二名提出)	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律案(志村茂治君外五名提出)	警察法の一部を改正する法律案(中井一夫君外十六名提出)
衆	衆	衆	衆	衆	衆	衆	衆	衆	衆	衆	衆
二、三	一、三	一、三、三	一、三、四	一、三、四	一、三、四	一、三、四	一、三、三	一、三、三	一、三、三	一、三、三	一、三、八
農	議	特選公	農	地	厚	特選公	大	大	大	建	地
二、三、三、六、修	二、三、三、六、修	二、三、四	二、三、四、二、四、三、六、否決、三、六、否決	二、三、四、二、三、六、否決、三、六、否決	二、三、四、二、三、六、否決、三、六、否決	二、三、四	二、三、四	二、三、四	二、三、四	二、三、四、三、七、可	二、三、八



国会法の一部を改正する法律案(八木幸吉君外十名提出)	参	三、六								議 一、六
勤労青年教育振興法案(荒木正三郎君外十七名提出、第十六回国会、参法六号)	参	七、三								文 七、三
けい、肺法案(吉田法晴君外十二名提出、第十六回国会、参法十三号)	参	八、六								勞 八、六
労働基準法の一部を改正する法律案(吉田法晴君外十二名提出、第十六回国会、参法十四号)	参	八、六								勞 八、六
学校給食法案(永井純一郎君外六十七名提出、第十九回国会、参法一号)	参	二、六								文 三、六
公職選挙法の一部を改正する法律案(市川房枝君外一名提出、第十九回国会、参法五号)	参	三、四								地 三、四
技術士法案(海野三朗君外十四名提出、第十九回国会、参法七号)	参	三、四								通 三、四
人権委員会設置法案(亀田得治君外九名提出、第十九回国会、参法八号)	参	三、三								内 三、三
公職選挙法の一部を改正する法律案(館野二君外二名提出、第十九回国会、参法十二号)	参	五、八								地 五、八
建設業法の一部を改正する法律案(田中一君外二十五名提出、第十九回国会、参法十五号)	参	五、五								建 五、五

日本国との平和条約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく協定の安全に等しい国家公務員法等の一部を改正する等の法律の一部を改正する法律案(千葉信君外六十七名提出、第十九回国会、参法十八号)	参	五、八								人 五、八
中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案(小林政夫君提出、第十九回国会、参法二十号)	参	六、一								通 六、一
中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案(小林政夫君提出、第十九回国会、参法二十一号)	参	六、一								通 六、一
協同組合による保険事業に関する法律案(小林政夫君提出、第十九回国会、参法二十二号)	参	六、一								大 六、一

○内閣提出

国家公務員法の一部を改正する法律案(第十九回国会)	衆	三、六	人	二、一						
接収貴金屬等の処理に関する法律案(第十九回国会)	衆	三、〇	大	二、〇						
補助金等に係る予算の執行の適正に関する法律案(第十九回国会)	衆	四、三	大	二、〇						
満洲価格安定法の一部を改正する法律案(第十九回国会)	衆	五、七	農	二、〇						
在外公館の名称及び位置を定める法律案の一部を改正する法律案	衆	二、〇	外	二、〇						
公職選挙法の一部を改正する法律案(第十九回国会)	衆	一、六	公選特	一、六						
水道法案(第十九回国会)	参	五、七								厚 五、七







30. 4. 22



チキ + N-8











